佐久市自殺対策総合計画

～誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現を目指して～

（平成３０年度～平成３４年度）

平成３０年３月

長野県佐久市

佐久市自殺対策総合計画

～誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現を目指して～

（平成３０年度～平成３４年度）

平成３０年３月

長野県佐久市

「誰も自殺に追い込まれることのない佐久市」の実現を目指して



全国の自殺死亡者数は、平成１０年以降、１４年連続で3万人を超えました。この間、平成１８年には「自殺対策基本法」が制定され、自殺は個人の問題から社会的な問題であるとの認識の下、様々な対策が講じられ自殺者数は減少傾向にありますが、依然として2万人を超えています。

平成２８年４月自殺対策基本法が改正され、平成３０年度までに全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられました。

こうした中、本市では国の自殺対策計画策定に向けたモデル市町村に応募し、全国１４市区町村のうちの一つとして選定され、全国の自治体に先駆け計画の策定を進めてまいりました。

本市の自殺対策の取り組みとしては、専門分野の皆様や市民の皆様による佐久市自殺対策連絡協議会を設置し、総合的な対策を行うとともに、フリーダイヤルによる相談窓口「心のほっとライン・佐久」の開設や、地区担当保健師が全中学校に赴き講座を実施する「中学生に対するSOSの出し方教育」など、現在１8の事業を実施しておりますが、計画の策定にあたりましては、庁内すべてのセクションにおける全事業の中から、「生きることの支援」に関する事業の棚卸しを行い、ニーズや課題を的確に捉えたうえで、既存の事業を最大限活かし、全市的に「生きることの包括的支援」を推進していくことといたしました。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識の下、すべての市民が連帯感を持ち、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない佐久市」の実現を目指してまいります。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、熱心にご審議をいただきました佐久市保健福祉審議会、同保健部会、並びに佐久市自殺対策連絡協議会の各委員の皆様をはじめ市民アンケートにおいて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成３０年３月

佐久市長　柳　田　清　二

目　次　佐久市自殺対策総合計画

第１章　計画の概要 …… 5

第２章　佐久市の現状と課題 …… 13

第３章　いのち支える自殺対策への取組～基本施策～ …… 25
1　住民一人ひとりの気づきと見守りを促す …… 26
2　自殺対策を支える人材育成の強化 …… 29
3　生きることの促進要因への支援 …… 32
4　地域ネットワークの強化 …… 39
5　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育を行う …… 42

第４章　いのち支える自殺対策への取組～重点施策～ …… 43
1　子ども・若者対策 …… 44
2　生活困窮者・無職者・失業者対策 …… 47
3　高齢者対策 …… 51

第５章　佐久市の自殺対策の推進体制 …… 57

第６章　資料編 …… 63
1　佐久市・自殺対策連絡協議会の生きる支援事業・目標値一覧 … 64
2　自殺対策基本法（平成28年４月１日改正） …… 94
3　自殺総合対策大綱（平成29年７月25日閣議決定） …… 99
4　佐久市自殺対策連絡協議会設置要綱 …… 131
5　佐久市自殺対策推進本部設置要領 …… 132
6　佐久市自殺対策総合計画の策定経過 …… 133
7　諮問 …… 134
8　答申 …… 135

第１章

計画の概要



第１章　佐久市自殺対策総合計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない「佐久市」の実現を目指して～ 計画の概要

１　計画策定の目的

佐久市では「暮らしやすさ」、「住みやすさ」、「働きやすさ」が実感できるとともに持続的に発展できるまち「快適健康都市　佐久」を目指して、第二次佐久市総合計画（平成２９年度～平成３８年度）を策定しました。

その基本理念のひとつに、「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくりを掲げています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

佐久市では、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」を目指します。

本計画では、そのための総合的な自殺対策の取組方針を示し、基本施策・重点施策を明確にします。

また、自殺対策に係る事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら全庁的に取り組みを行っていきます。

（生きる支援事業については第６章－１参照）

２　計画策定の背景

日本の自殺死亡者数は、平成１０年以降、１４年間連続で毎年３万人を超えていました。平成１８年に国が策定した自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者の年次推移は減少傾向となるものの、現在でも２万人を超える水準となっています。

そこで、平成２８年４月自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされました。

佐久市では佐久市自殺対策連絡協議会、佐久市自殺対策関係課連絡会議などの支援者連携、心のほっとライン・佐久（フリーダイヤルの相談直通電話）などの自殺リスク者への相談支援、ゲートキーパー養成研修会などの支援者養成など、１８の事業を実施しています。

今後さらに自殺対策の推進を図るため、佐久市における自殺の実態を把握し、その特性に応じた佐久市自殺対策総合計画を策定します。

佐久市の自殺総合計画における基本認識

❖自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である

❖年間自殺者数は横ばいで推移しており、自殺対策は継続して取り組むべき課題である

❖地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

３　計画の期間

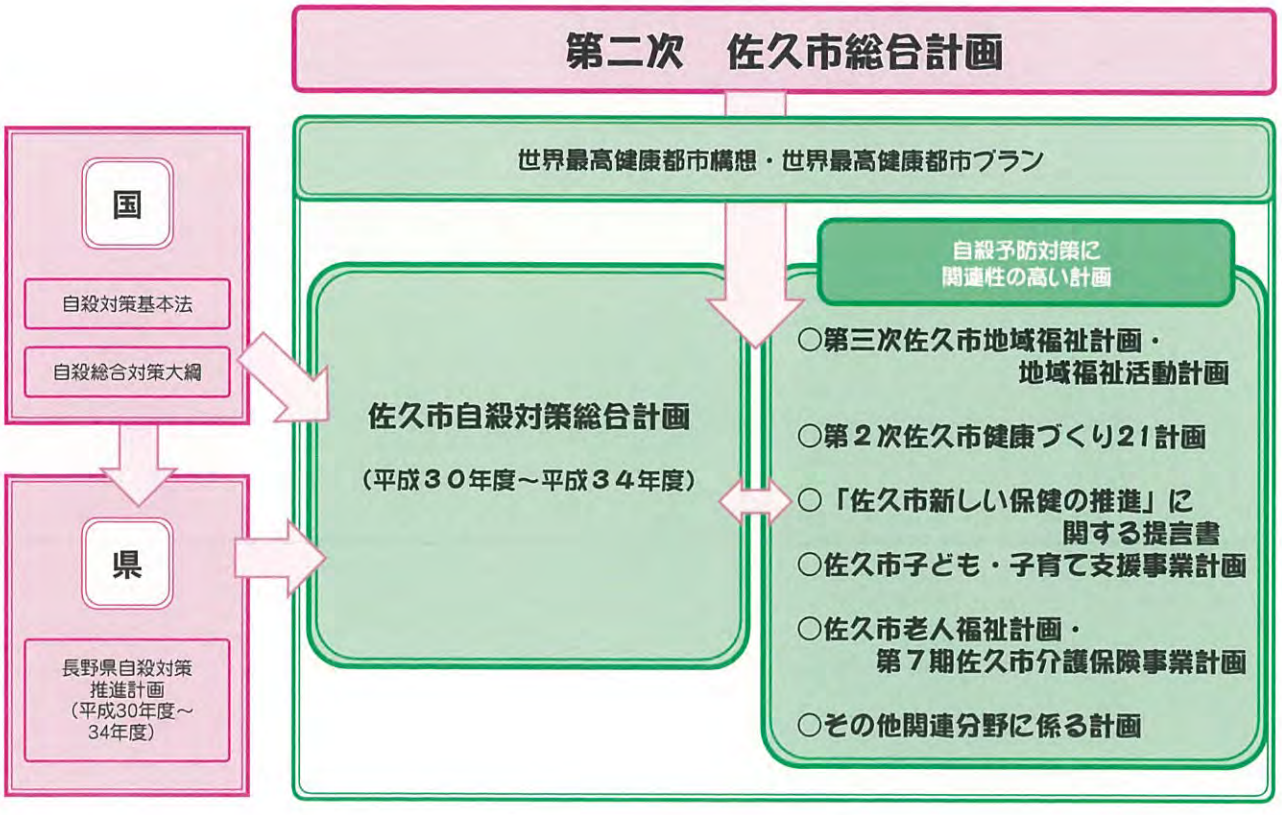
本計画の目標年次は、県の長野県自殺対策推進計画に合わせ平成３４年度とし、計画の期間は平成３０年度から平成３４年度までの５年間とします。

４　計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第１３条第２項に規定される計画となります。

また、第二次佐久市総合計画を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、さまざまな要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。そのため、関連する法律や各種計画との十分な整合を図っていきます。



５　計画の数値目標

【目標】

平成３４年（２０２２年）の自殺死亡率*1を平成２７年（２０１５年）と比べて、およそ１９％の減少となる１５．４以下にすることを目指します。

【目標値の算出根拠】

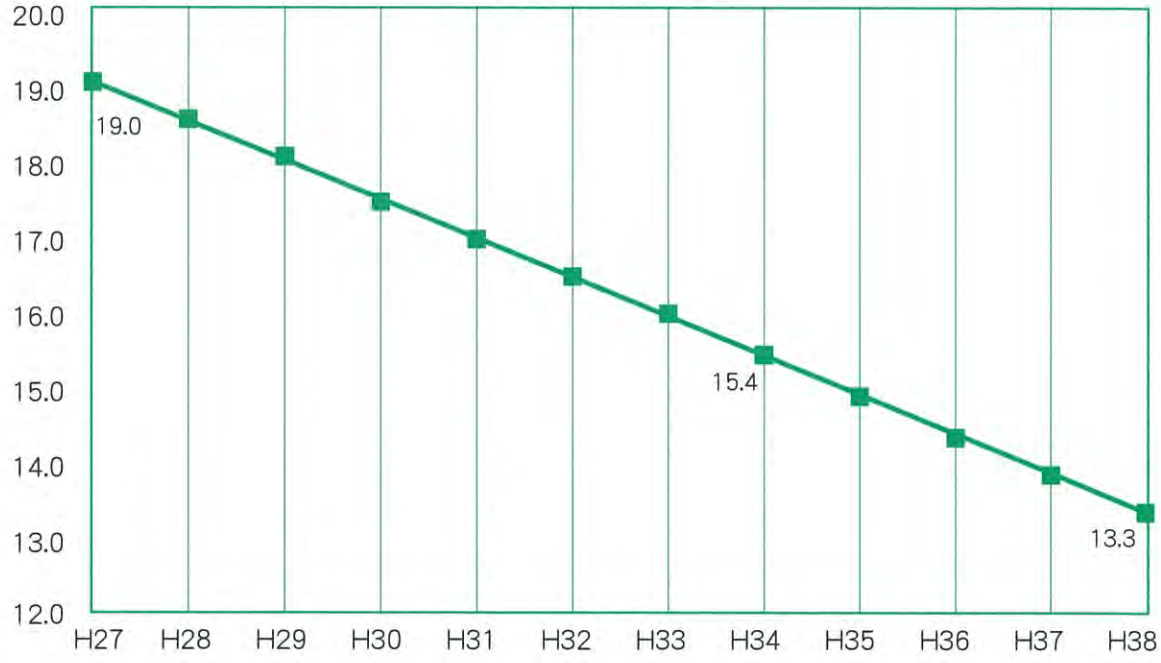
計画策定の目的のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すところは、「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」です。そうした社会の実現に向けて、対策を進める上での具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取組がどのような効果をあげているのかなど、取組の成果と併せて検証を行っていく必要があります。

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「平成３８年（２０２６年）」までに、自殺死亡率を平成２７年（２０１５年）と比べて３０％以上減少させる」ことを目標に掲げています。

佐久市も同様に、目標設定を行います。

佐久市の平成２７年（２０１５年）の自殺死亡率は１９．０であることから、平成３８年（２０２６年）の目標とする自殺死亡率は１３．３以下となります。これらを踏まえ、本計画における目標年となる平成３４年（２０２２年）の自殺死亡率は、１５．４以下になります（およそ１９％の減少）。

自殺死亡率（目標率）の推移（平成27～38年）



出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料*2

＊１　自殺死亡率：人口１０万人当たりの自殺者数

＊２　地域における自殺の基礎資料：厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて集計したもの。本計画においては「自殺日」・「居住地」の統計に基づいています。

6　計画の評価

本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要です。このため、目標設定に当たっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況が目に見えるように工夫し、達成進捗状況については、平成３１年度以降、佐久市自殺対策連絡協議会において毎年度確認評価を行います。最終年度には、施策の推進に反映させるため総合的な評価を行います。なお、目標の評価に当たっては、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを行います。

7　計画策定に当たっての基本方針

（１）総合計画などとの整合

計画策定に当たっては、第二次佐久市総合計画を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」を図るため、必要な施策の方向を示した計画づくりを行います。

（２）情報公開と市民参加

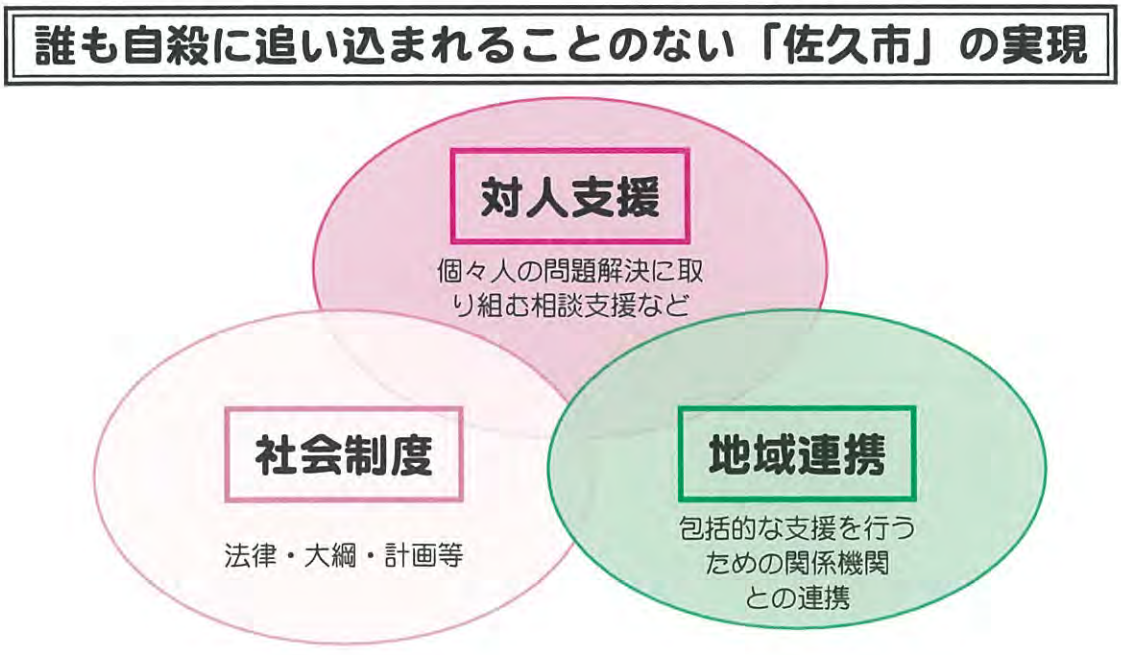
佐久市型情報公開ガイドラインに沿った、広報紙・ホームページの活用など、市民と行政の情報の共有に努めるとともに、市民意見の反映なども図りながら、計画策定の透明性や公平性の確保を図ります。

（３）市民が取り組みやすい計画づくり

可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図り、把握した達成状況や成果に基づく評価を公表するなど、市民に分かりやすく取り組みやすい計画とします。

8　自殺対策における連携の考え方

自殺対策に係る個別の施策は、「社会制度」「地域連携」「対人支援」の３つのレベルを有機的に連携（密接な関係）させることで、総合的に推進するものとします。



9　自殺対策の基本方針

佐久市の実態や課題を整理する中で、自殺総合対策大綱で国が示した５つの基本方針に沿った計画づくりを行います。

～自殺総合対策の基本方針（自殺総合対策大綱より抜粋）～

①生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させる。

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の３つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

１）個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

２）問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

３）法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

④実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進する＞

わが国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。すべての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守って行けるよう広報活動、教育活動に取り組んでいく。

⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

１０　策定体制

自殺対策の基本方針を踏まえ、市民参画や庁内体制などにより、計画策定を進めていくものとします。

（１）市民参画

ア　佐久市保健福祉審議会

学識経験者や各種団体の代表からなる佐久市保健福祉審議会及び審議会から委任された保健部会で、市長からの諮問に応じ、計画に関する事項について調査審議を行います。

イ　佐久市自殺対策連絡協議会

識見者や医師会など２０の関係団体とオブザーバー（県精神保健福祉センター）で構成される協議会で、自殺対策の推進のために必要な事項について協議し、計画に反映します。

ウ　市民アンケート調査

計画策定にあたり、市民アンケートを実施し計画に反映します。

目　　的：自殺対策事業を推進し自殺者の減少が図れることを願い、自殺や自殺予防に関する意識や状況を把握し、今後の施策を企画立案していくため、実施します。

内　　容：自殺対策の意識に関するアンケート

対 象 者：住民基本台帳に登録されている20歳から79歳までの市民（無作為抽出法）
１，０００人

実施時期：平成２９年７月から８月まで

有効回収（率）：４０８人（４０．８％）　男性１６２人　女性２４０人　不明６人

エ　意見・提言募集

計画の基本方針・基本構想の段階から、意見や提言を募集し、寄せられた意見などに対する市の考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映します。

（２）庁内体制

庁内における計画策定作業に当たっては、佐久市が生き心地のよい社会となる計画であることを認識し、組織や枠組みにとらわれることなく、計画策定にあたるものとします。

ア　佐久市自殺対策推進本部

計画策定に関する調査・審議は、市長を本部長とし、副市長・教育長及び、市長が任命した部長等により構成される佐久市自殺対策推進本部において行い、必要な調整を図ります。

イ　佐久市自殺対策推進本部幹事会

計画策定に当たり、佐久市自殺対策推進本部が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、市長が任命した課長等から構成される佐久市自殺対策推進本部幹事会において調査や検討を行います。

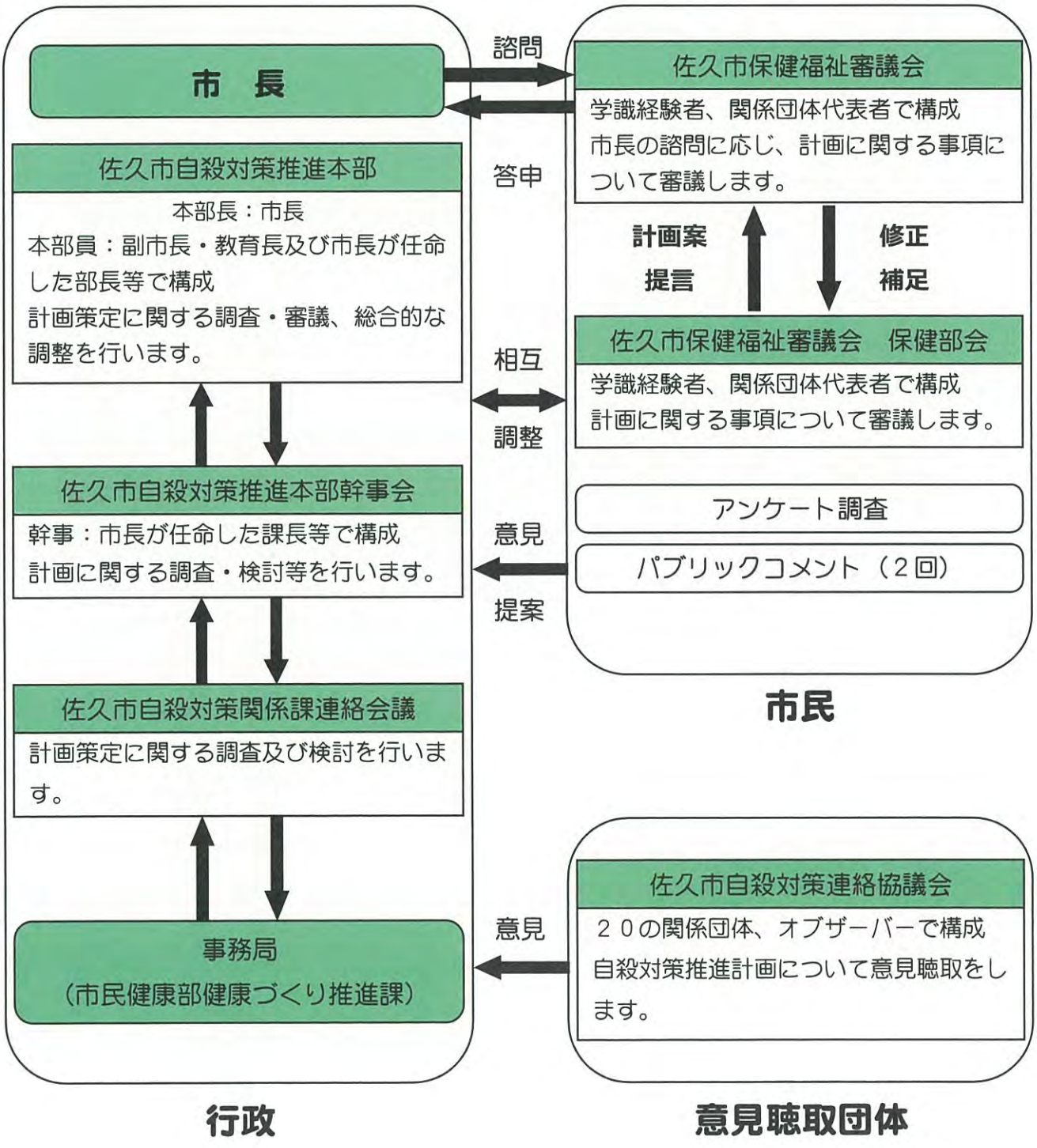
ウ　佐久市自殺対策関係課連絡会議

全庁的な自殺対策を推進するため、佐久市自殺対策関係課連絡会議を組織し、計画策定に関する調査や検討を行います。

（３）事務局

事務局は市民健康部健康づくり推進課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

＜策定体制図＞



第２章

佐久市の現状と課題



第２章　佐久市の現状と課題

❖自殺の統計については厚生労働省の自殺の基礎資料と自殺総合対策推進センターの地域自殺実態プロファイルに基づいています。

１　自殺者の推移

厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によると、平成２１年から２８年までの佐久市の年間自殺者数は２０人前後となっています。（図１）

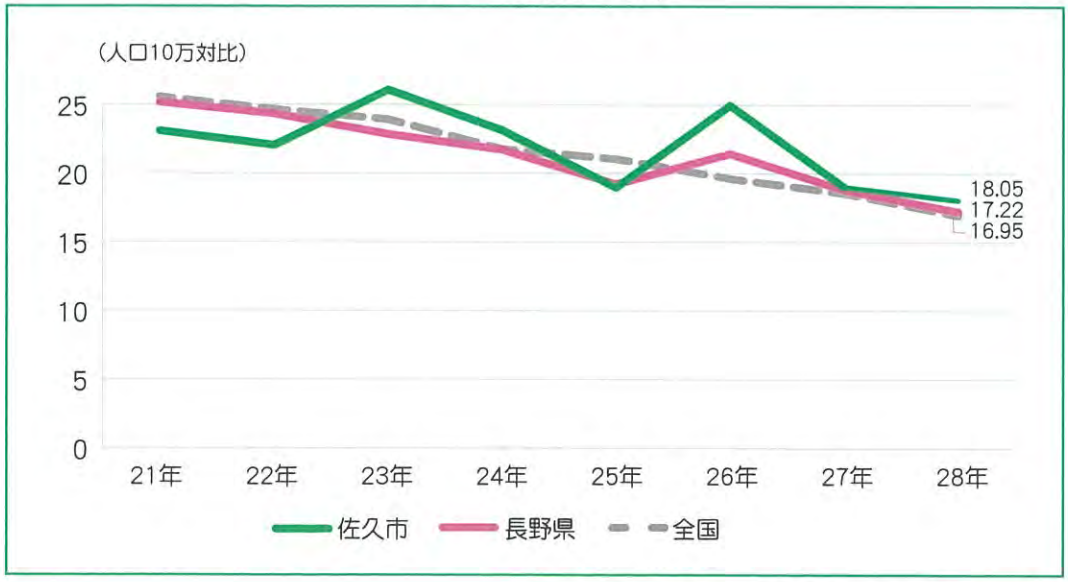
図１　佐久市の自殺者数



出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という。）は、全国や長野県と比べ若干高い傾向にあります。（図２、表１）

図２　自殺率の推移



出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

表１　自殺者数・自殺率の推移

単位　自殺者数（人）　自殺率（人口10万対）

平成21～28年			平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐久市	自殺者数	175	23	22	26	23	19	25	19	18
	自殺率	21.91	23.08	22.04	26.08	23.14	18.96	24.96	19.02	18.05
全国	自殺者数	219,546	32,485	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703
	自殺率	21.51	25.56	24.66	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95
長野県	自殺者数	3,681	546	526	492	466	416	463	404	368
	自殺率	21.35	25.17	24.33	22.84	21.72	19.21	21.43	18.8	17.22

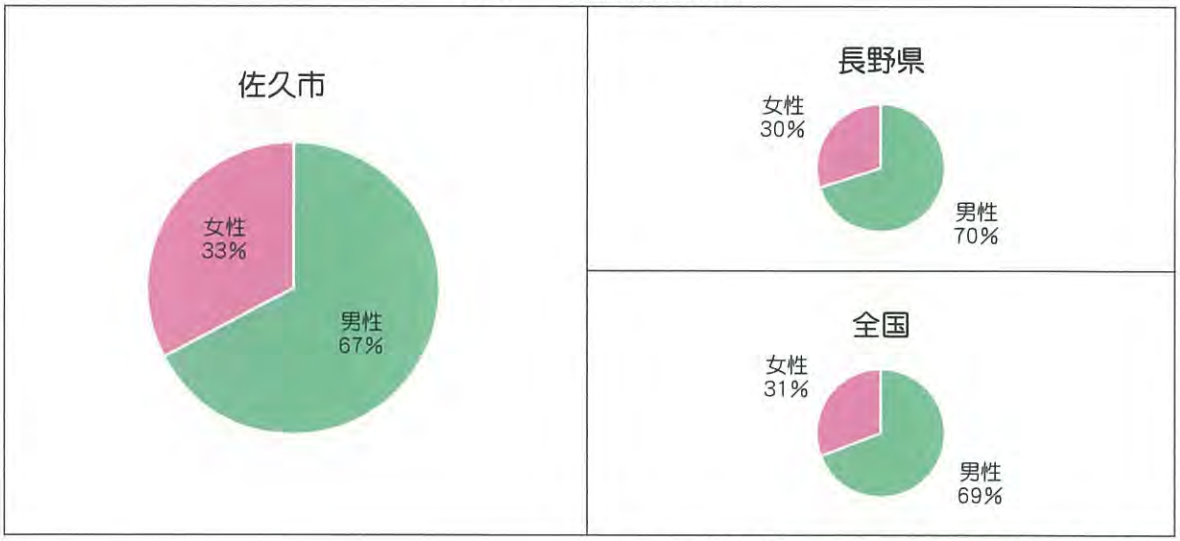
出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

２　性別・年齢別の特徴

性別の自殺者数の割合は平成２１年から２８年までの合算でみると男性は１１８人で６７％、女性が５７人で３３％です。

長野県（男性７０％、女性３０％）や全国（男性６９％、女性３１％）と比べると女性の割合がやや高い傾向にあります。（図３）

図３　　性別構成割合



出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

※平成２１年～２８年の各年次確定値を合算

平成２１年～２８年の合算では、**自殺者数**が多い順に６０代が３７人、次いで４０代・５０代が同数で２６人となっていますが、**自殺率**でみると高い順に６０代（３３．８４）、８０代（３０．００）、３０代（２７．９０）となっています。（表２）

表２　年代別自殺者数と自殺率

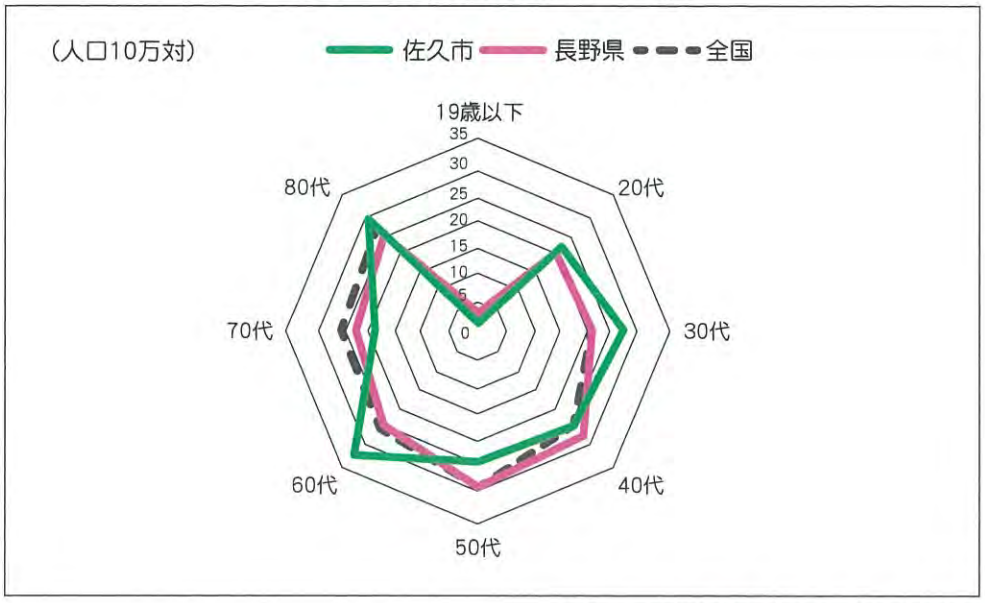
単位　自殺者数（人）　自殺率（人口10万対）

平成21～28年			19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
佐久市	自殺者数	175	2	17	27	26	26	37	17	23
	自殺率	21.91	1.32	22.55	27.90	25.89	25.22	33.84	19.87	30.00
全国	自殺者数	219,546	4,465	22,898	30,336	36,366	38,359	38,655	28,224	19,306
	自殺率	21.51	2.45	21.02	21.72	25.82	30.08	26.72	26.46	27.63
長野県	自殺者数	3,681	104	335	465	635	642	635	456	409
	自殺率	21.35	3.29	20.98	21.88	28.56	30.05	25.73	23.56	25.61

出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

年代別の自殺率を長野県や全国と比較すると２０代、３０代の若者世代、６０代、８０代の高齢者世代が高く、５０代、７０代は低いことが特徴です。（図４）

図４　年代別自殺死亡率（比較）

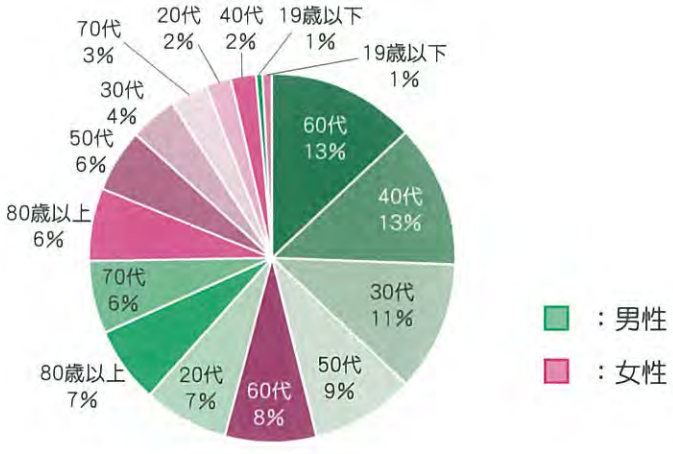


出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

※平成２１年～２８年の各年次確定値を合算

佐久市の**自殺の割合**を「性別×年代別」のクロス集計でみると、４０代・６０代の男性が最も高いことがわかります。（図５）

図５　佐久市の「性別×年代別」自殺者数の構成割合

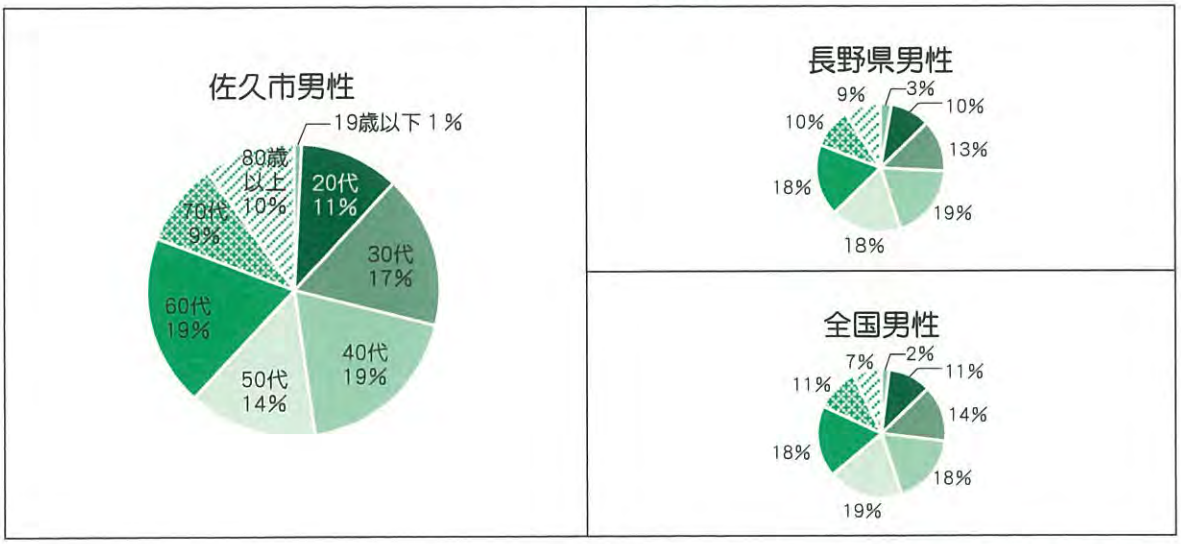


出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

※平成２１年～２８年の各年次確定値を合算

長野県や全国と比べ、男性の死亡者の割合は３０代が高い傾向にあります。（図６）

図６　男性年齢別割合

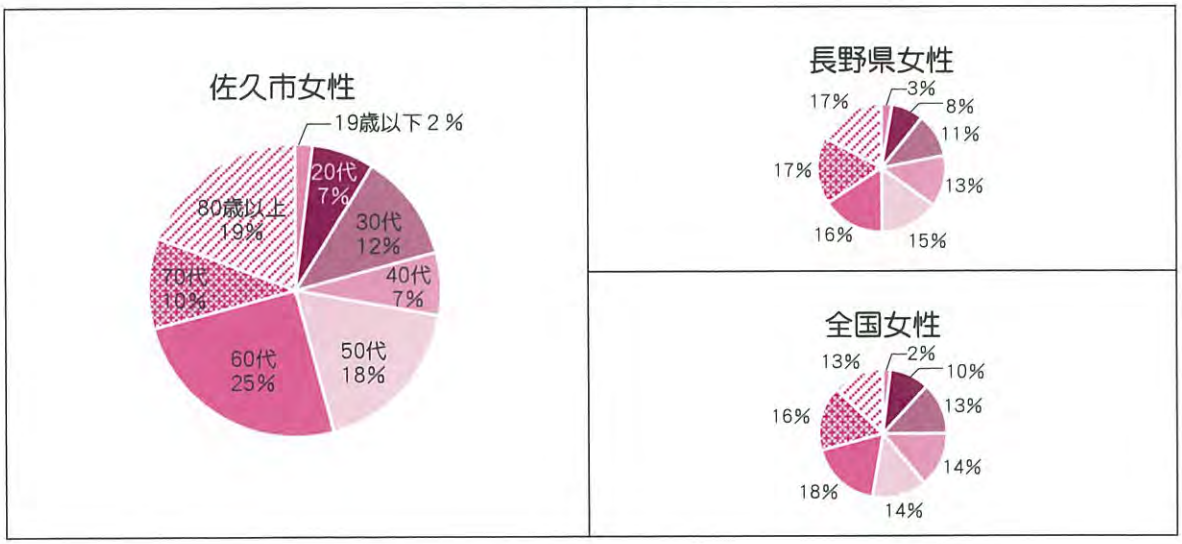


出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

※平成２１年～２８年の各年次確定値を合算

長野県や全国と比べ、女性の死亡者の割合は６０代が高い傾向にあります。（図７）

図７　女性年齢別割合



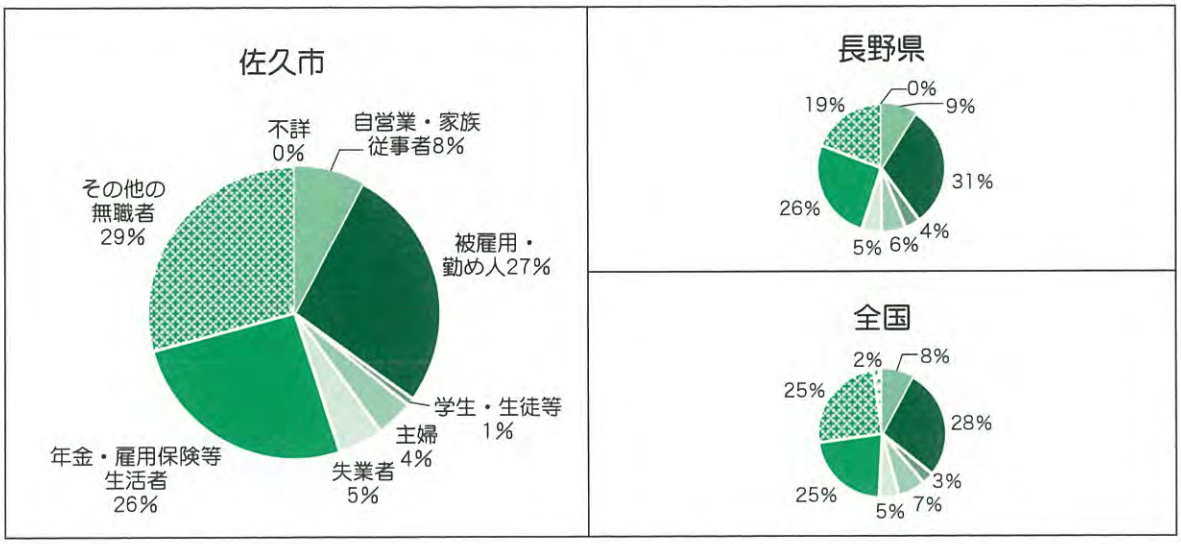
出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

※平成２１年～２８年の各年次確定値を合算

３　職業別の特徴

職業別にみると、その他の無職者*の割合が長野県や全国に比べて高い傾向にあります。（図８）

図８　職業別割合



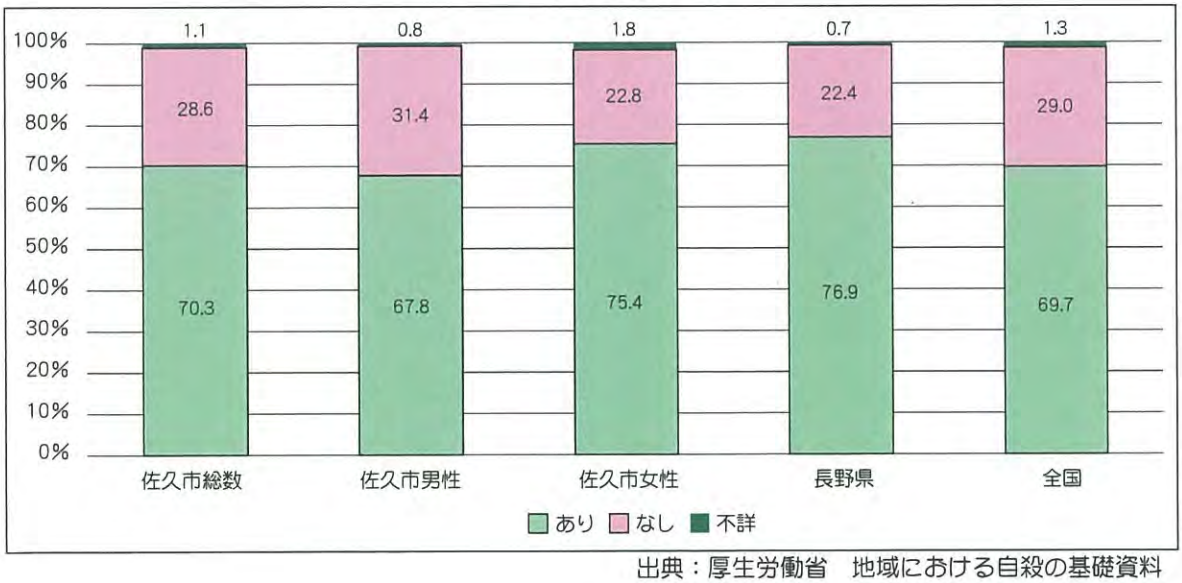
出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

※平成２１年～２８年の各年次確定値を合算

４　同居人の有無

自殺者数を同居人の有無でみると、全国とほぼ同じ割合です。性別でみると、男性の方が女性より同居なしの割合が高い傾向にあります。（図９）

図９　同居人の状況



出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

＊その他の無職者：利子・配当・家賃など生活者、浮浪者、その他の無職者（厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」の利用に当たってより引用しました）

5　自殺未遂歴の有無

平成２１年から２８年における佐久市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、経験の有無が不詳だった人を除くと１８．０％となります。（表３）

表３　自殺未遂歴があった自殺者の割合（不詳を除く）（%）

	全体	男性	女性
佐久市	18.0	14.8	24.5
長野県	21.0	16.3	31.6
全国	24.6	18.9	36.7

出典：厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

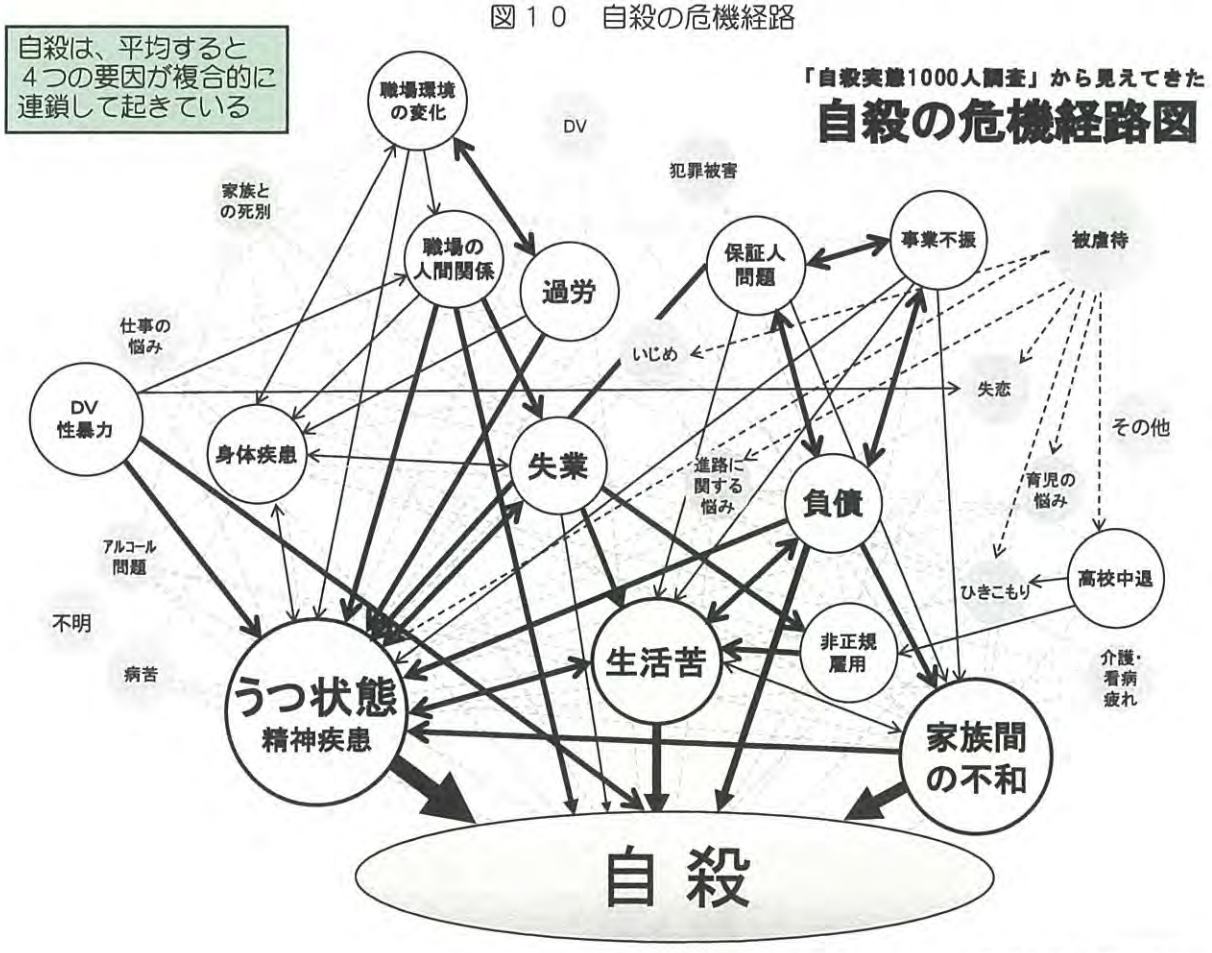
6　自殺の原因（危機経路）

地域における自殺の基礎資料によれば、佐久市の自殺の原因では男女ともに健康問題が最も多く、次いで男性は経済・生活問題、女性は家庭問題となっています。これは長野県、全国も同じ傾向です。

しかし、自殺の原因は単純ではなく、多くの場合様々な要因が重なって、自殺に至ると言われています。

下記は、ＮＰＯ法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見えてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。（図１０）

図１０　自殺の危機経路



出典：ＮＰＯ法人ライフリンク「自殺の危機経路」

丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均４つの要因」を抱えていたことが分かっています。

７　自殺対策総合計画に関する市民アンケート結果（以下市民アンケート）から

※目的などは第１章１０　市民参画と策定体制を参照

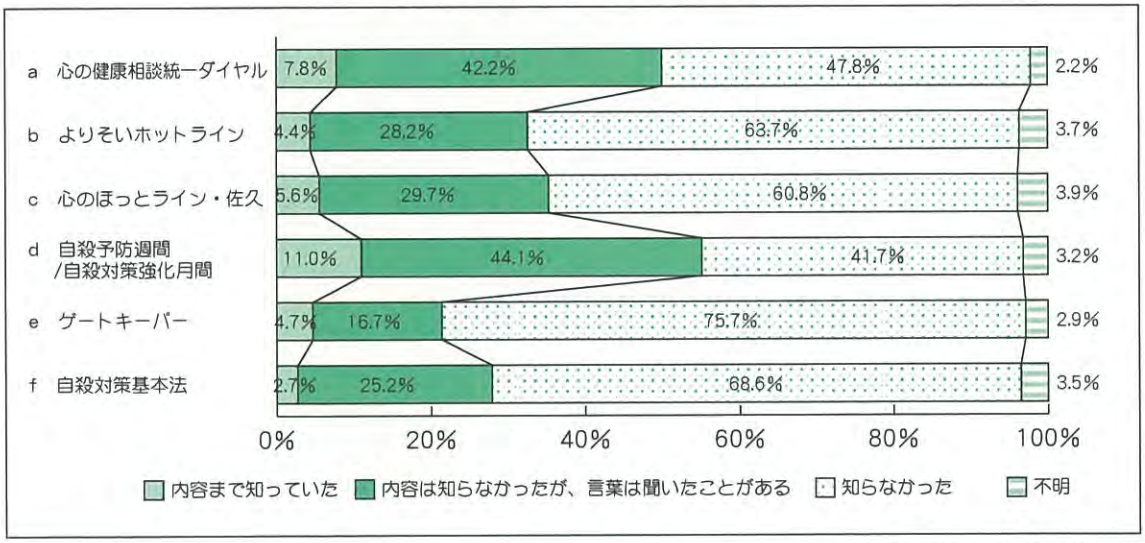
【主な調査結果】

（１）自殺対策に関する用語の認知度について

自殺対策に関する用語６項目の認知度は、最高が「自殺予防週間／自殺対策強化月間」の５５．１％、最低が「ゲートキーパー*」の２１．４％でした。

６項目のうち認知度が５０％を超えたのは「自殺予防週間／自殺対策強化月間」と「心の健康相談統一ダイヤル」のみで、全体的に認知度が低い状況です。特に、「ゲートキーパー」は知らなかったが７５．７％に上り、今後周知に力を入れていく必要があります。（図11）

図11　自殺対策に関する認知度



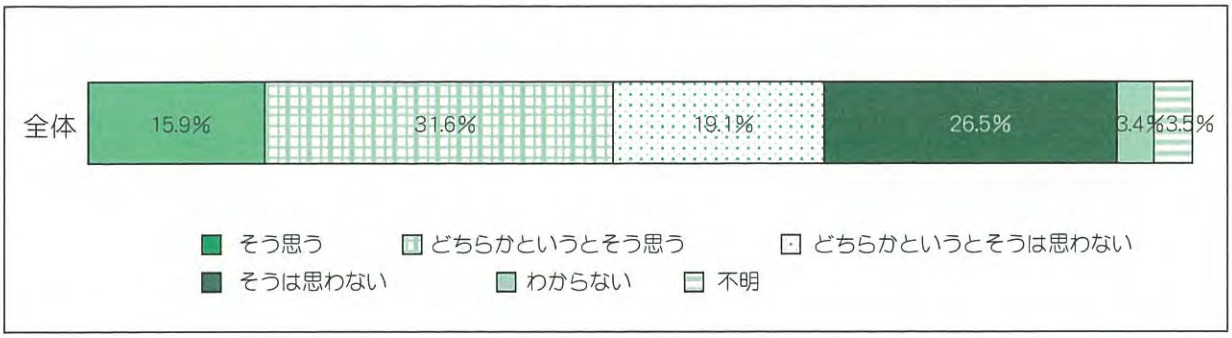
出典：市民アンケート調査

（２）相談や助けを求めることへのためらいについて

悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じるかの設問に対し、「そう思う（１５．９％）」、「どちらかというとそう思う（３１．６％）」が４７．５％、「どちらかというとそうは思わない（１９．１％）」、「そうは思わない（２６．５％）」が４５．６％と、ためらいを感じると感じないがほぼ半々となっています。（図１２）

＊ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

図１２　相談や助けを求めることへのためらいについての回答

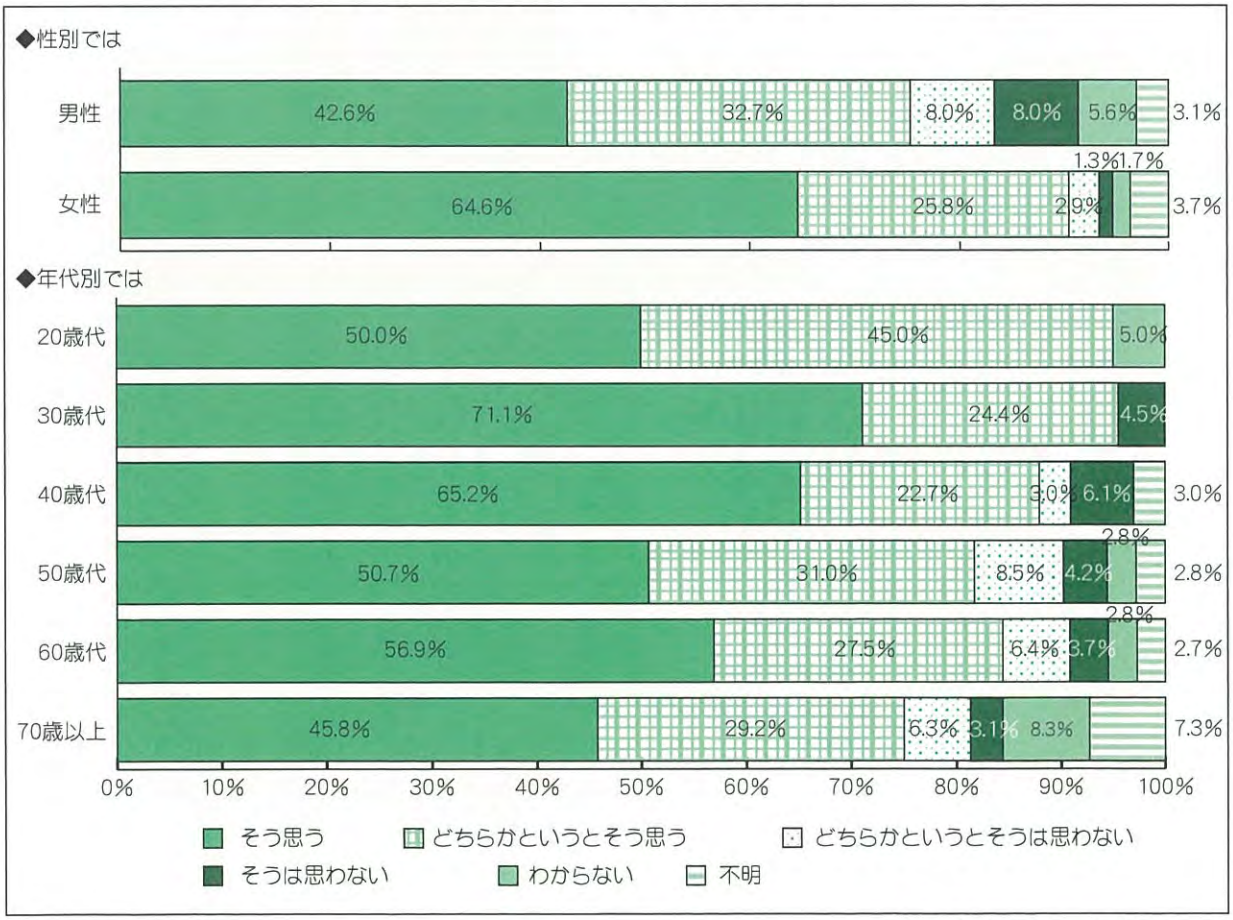


出典：市民アンケート調査

（３）不満や悩みを受け止め、耳を傾けてくれる人について

不満や悩みやつらい気持ちを受け止め耳を傾けてくれる人はいるかの設問に対し、「そう思う」「どちらかというとそう思う」が男性は７５．３％、女性が９０．４％で性別により違いが見られます。また、年代別では２０歳代と３０歳代が９５％に対し、７０歳以上は７５％と２０ポイントも開きがあり、男性、高齢者の相談相手が課題と伺えます。（図１３）

図１３　不満や悩みを受け止め、耳を傾けてくれる人についての回答



出典：市民アンケート調査

（４）今後求められる自殺対策について

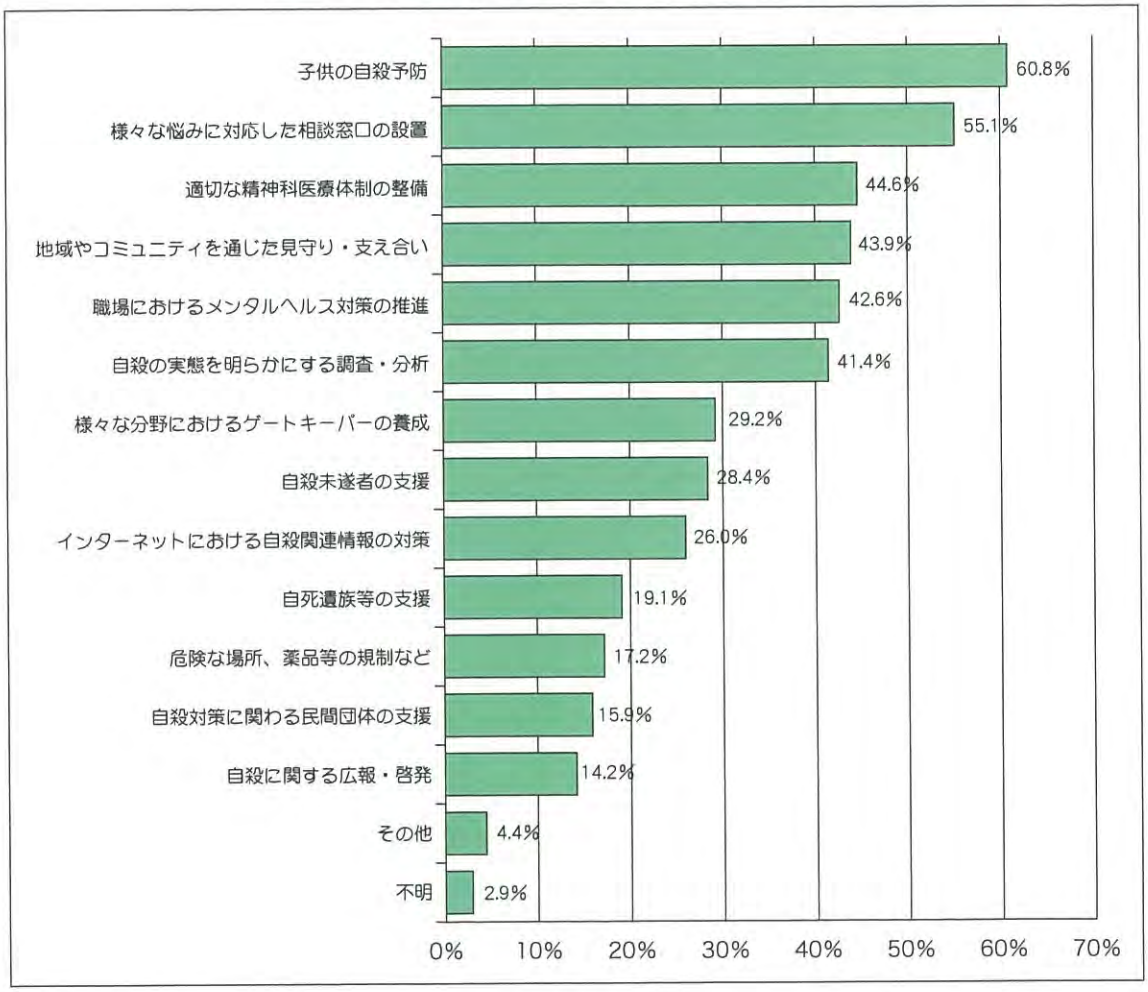
今後求められる自殺対策の設問に対して、「子どもの自殺予防」６０．８％、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」５５．１％、「適切な精神科医療体制の整備」４４．６％が上位となりました。（複数回答）（図１４）

佐久市では平成２８年度から中学生向け自殺予防啓発事業、平成２５年度から心のほっとライン・佐久の開設をしています。

心の相談以外にも佐久市には福祉・教育・生活など各種相談窓口があります。

このように、相談窓口は多様化しているため、適切に相談者のニーズに合った窓口につなげることができるよう、窓口担当者を対象とした研修会を開催するなどスキルアップを図ることが必要になってきます。

図１４　今後求められる自殺対策についての回答



出典：市民アンケート調査

８　心のほっとライン・佐久の実施状況

（１）相談状況

平成２５年度から開始した心のほっとライン・佐久の相談件数は表４のとおりです。平成２６年度よりフリーダイヤルを開始し、月平均５０件以上の相談が寄せられています。

表４　心のほっとライン・佐久の相談件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	483	644	692	628
月平均	40.3	53.2	57.7	52.3

出典：健康づくり推進課

（２）平成２８年度の主な相談内容（重複あり）

健康問題（こころ）の相談が最も多く、次に家庭問題の相談が多い状況です。心のほっとライン・佐久開設以降毎年同じ傾向にあります。（表５）

表５　心のほっとライン・佐久の相談内容（重複あり）　（件数）

思春期	健康問題（からだ）	健康問題（こころ）	自殺関連	家庭問題	経済問題	その他	計
2	12	502	11	47	19	65	658

出典：健康づくり推進課

佐久市の基本施策・重点施策について

国（厚生労働省）は、ナショナル・ミニマム*1として全国的に実施されることが望ましい自殺対策事業を基本施策とし、下記の５つをあげました。

佐久市もこれに則り、下記５つを基本施策として推進していきます。

基本施策（第３章）

1　住民一人ひとりの気づきと見守りを促す
2　自殺対策を支える人材育成の強化
3　生きることの促進要因への支援
4　地域ネットワークの強化
5　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育を行う

また、平成２９年７月２５日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策については重点施策とし、推進することとされました。

佐久市の自殺者の年齢構成、職業別の自殺者などから、下記３つを重点施策として推進していきます。

重点施策（第４章）

1　子ども・若者対策
- 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援の充実
- 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実
- 関係機関などと連携した子ども・若者への充実
- ＩＣＴを活用した若者へのアウトリーチ*2の強化など
- 社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組

2　生活困窮者・無職者・失業者対策
- 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- 生活困窮者対策と自殺対策との連動を図る
- 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援
- 無職者・失業者などに対する相談窓口などの充実

3　高齢者対策
- 包括的な支援のための連携推進
- 地域における要介護者に対する支援
- 高齢者の健康不安に対する支援
- 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

＊１ナショナル・ミニマム：必要最低限の保障。自殺対策でいうところの全国どこでも受けられるべき支援のこと。
＊２アウトリーチ：手を差し伸べるという意味で、福祉用語では専門的なサービスに結びつきにくい方のもとに、専門家などが出向いて支援すること。

第３章

いのち支える自殺対策への取組

基本施策



第３章　いのち支える自殺対策への取組　～基本施策～

基本施策１　住民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見（Ｐ２８コラム参照）を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進していきます。

１　心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

❖心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、さまざまな相談窓口について市広報による啓発やリーフレット、カードの作成・配布を通じて普及・啓発を行っていきます。

取組	内容【担当課・団体】
自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動の推進	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、特設コーナーを設置し、啓発をします。【図書館】 自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、ポスターの掲示を行い、啓発をします。【健康づくり推進課、建築住宅課、臼田支所、浅科支所、望月支所、近代美術館、ジョブながのライフサポートセンター佐久】 市広報を活用し、自殺予防週間、自殺対策強化月間を啓発します。【広報情報課、健康づくり推進課】
自殺予防のための意識啓発及び相談窓口の案内を兼ねたカードの作成・配布	自殺予防のための相談窓口カードを作成し、市内各所に配布します。【健康づくり推進課】
心の健康・自殺予防に関するリーフレットなどの配布	市民一人ひとりが心の健康や自殺予防対策の基本認識を理解できるよう、さまざまな場所でリーフレットなどを配布します。【健康づくり推進課、高齢者福祉課、商工振興課、建築住宅課、生涯学習課、臼田支所、浅科支所、望月支所、ハローワーク佐久】

２　市民・勤労者向け講演会・イベントなどの開催

❖自殺の原因は、単に精神的な問題だけではなく、医療、保健、生活、教育、労働などさまざまな問題がいくつも重なって起きています。それらの関連するテーマについて、市民や勤労者向けの講演会・イベントなどを開催し、自殺予防の普及・啓発を行っていきます。

取組	内容【担当課・団体】
心の健康づくり講座	セルフコントロールの向上を図り、うつ病の予防につなぎます。【健康づくり推進課】
人権同和教育講座	さまざまな人権課題に関する講座を行うことで、共に生きる地域づくりを目指します。【人権同和課】
精神保健福祉に関する講座	精神科医や専門職などを講師とし、精神疾患などについての講演を行うことで、一般住民や家族のみでなく、精神障がい者当事者も正しく精神保健福祉を学べる機会を設けます。【ＮＰＯ法人ウィズハートさく】
地区労働フォーラム	労働問題全般について、啓発を急ぐべき課題の中から、地域の実情に合わせ時宜に適った課題をテーマに講習会を実施します。【東信労政事務所】
心の健康づくりフォーラム	健康で安心して働ける環境作りのため、職場のメンタルヘルスについて講習会を実施します。【長野県産業労働部労働雇用課・東信労政事務所】

３　メディアを活用した啓発活動

❖直接講演会やイベントに来られない市民の方へも心の健康づくりや相談場所など情報提供ができるよう、積極的に地元のテレビやラジオ、市のホームページを活用し、情報提供を図っていきます。

取組	内容【担当課・団体】
啓発活動	ホームページ、ＦＭさくだいら、佐久ＣＡＴＶを通じ、多くの市民に対し、相談場所の周知を図ります。【健康づくり推進課】
ワークライフバランス*の推進	ホームページなどで周知することで、市民全体の意識向上を図り事業所や家庭においてワークライフバランスの取組を推進します。【商工振興課】

＊ワークライフバランス：仕事と生活の調和の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを指します。

【目標】

指　　標	現状値 （平成２９年度）	目標値 （平成３４年度）	目標設定の考え方
自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	５５．１％	６６％	市民アンケートによる回答割合 ３人に２人
ゲートキーパーを知っている人の割合	２１．４％	３３％	市民アンケートによる回答割合 ３人に１人
心のほっとライン・佐久を知っている人の割合	３５．３％	５０％	市民アンケートによる回答割合 ２人に１人
心の健康づくり、生きる支援のリーフレット作成・配布、啓発	―	１０，０００部	配布場所、啓発対象者の一覧は 第６章－１　目標値一覧　参照

コラム【自殺に対する誤った認識や偏見とは】

下記についてどう思いますか？

□自殺は弱い人がすること。

□自傷や自殺未遂は狂言のようなもの、 死ぬという人ほど死なないものだ。

□自殺をする人は冷静に死を選び、死ぬと完全に決めている。

□自殺は個人の信条の問題だ。

□自殺は何の前触れもなく起こる。

□自殺を止めることなど不可能で、予防などできない。

□自殺を減らすには経済が回復するまで待つしかない。

□自殺について話しをすることは危険だ。

これらはすべて誤った認識です。
正しい認識を持ち、自殺のリスクの高い方のＳＯＳのサインを受け止め、対応することが自殺対策につながっていきます。

基本施策２　自殺対策を支える人材育成の強化

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の方、住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成など必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

そして、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、生き心地のよい社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現を目指します。

１　さまざまな職種を対象とする研修の実施

（１）自治体職員を対象とする研修会

取組	内容【担当課・団体】
自殺対策推進研修会	市職員の自殺予防に対する意識を高めます。【健康づくり推進課】
ゲートキーパー養成研修受講	職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるようにします。 ・窓口対応や相談業務、徴収、貸付を行っている職員 【収税課、人権同和課、健康づくり推進課、国保医療課、福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課】 ・新規採用職員【総務課】 ・児童館長【子育て支援課】平成３２年度開始

（２）自治体職員以外を対象とする研修会

取組	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー養成研修受講	さまざまな分野に関連する方がゲートキーパーの役割を担い、生き心地のよい佐久市を目指します。 ・民生児童委員【福祉課、佐久市民生児童委員協議会】 ・専門補導員【生涯学習課】 ・佐久市議会議員【佐久市議会】 ・介護施設従事者、指定事業者、地域包括支援センター職員など 【高齢者福祉課】平成３１年度開始

２　市民を対象とした研修による人材育成

取組	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー養成研修会 初級編・中級編 （定住自立圏協定事業） フォローアップ編 （佐久市単独事業）	心の健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を認識することを目的とした研修を実施・継続することで、人材育成に努めます。【健康づくり推進課】
保健補導員研修会	保健補導員に対し、自殺対策に関する研修を実施することで、家族や住民のサインに気づき、必要時につなぐなど、地域のゲートキーパーの役割を担う人材を育成します。【健康づくり推進課・佐久市保健補導員会】
研修講師の派遣	市町村や関係諸機関の開催するゲートキーパー養成研修会へ専門講師を派遣することで、自殺予防対策に取り組みます。【ＮＰＯ法人ウィズハートさく】
助っ人養成講座	ファミリーサポート事業*を遂行する育児支援助っ人、介護助っ人を養成する講座を開催し、人材の育成に努めます。【佐久市社会福祉協議会】
ゲートキーパー関連研修会 （出前講座）	希望する団体・企業に対し、ゲートキーパーに関連する講座を行うことで、自殺に関する基礎知識の普及啓発を図ります。【佐久保健福祉事務所】

３　学校教育の場における人材育成

取組	内容【担当課・団体】
心身の健康づくり推進事業	児童生徒の身近な存在である教職員にゲートキーパーの研修会に参加してもらうことで、生徒の相談に適切に応じることのできる人材を育成し、児童生徒の心の育成や相談しやすい環境の整備を図ります。【学校教育課】

*ファミリーサポート事業：子育て中の家族などを対象に、冠婚葬祭や病気治療のための通院の際など一時預かりなどの育児支援・介護支援として家事援助などを必要とされる家族や本人のための支援

4　自殺対策従事者、関係者間の連携調整を担う担当者への心のケアの推進

❖自殺対策従事者や相談窓口職員の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進していきます。

取組	内容【担当課・団体】
受け手・支え手支援事業	相談窓口のマニュアルの共有・情報交換を行い、スキルアップと相談支援の負担軽減につなぎます。 支援者が相談できる環境づくりを行います。 支援者のセルフケアの推進を行います。【健康づくり推進課】
メンタルヘルス研修会 （ラインケア）	管理監督職の職員に対し、部下のストレスなどによる心身の変化への気づきや対応について研修を実施することで、市民の相談に応じる職員の、心身面の健康の保持・増進を図ります。【総務課】

【目標】

指　　標	目標値 （平成３４年度）	目標設定の考え方
各分野でのゲートキーパー養成研修会受講率	＊第６章－１ 目標値一覧 参照	各課により目標値設定
市民のゲートキーパー養成研修会受講者数	延べ１,５００人	今までの実績による
受け手・支え手支援事業	年４回開催	全体会年１回、分科会年３回とする

基本施策３　生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

１　居場所づくり

❖孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所づくりの提供と周知を図ります。また、家族に対しての支援の実施をし、負担軽減を図ります。

取組	内容【担当課・団体】
デイケア・音楽療法	精神疾患や発達障がい、知的障がいを持っている方に対し、定期的に開催し、保健師との相談機会を設けることで、相談に対し早期に支援します。また、音楽療法を用いた心のケアのための教室も開催します。【健康づくり推進課】
佐久市精神障がい者家族会（笑みの会）	精神障がい当事者や家族同士が話せる場、集える機会をつくります。【健康づくり推進課】
短期入所事業	居宅においてその介護を行う方の疾病、その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者を対象に短期入所を行い、家族や保護者の抱える問題や悩みなどに対し相談支援につなぎます。【臼田学園】
児童館午前中開放事業	保護者同士が交流・情報交換できる場を設けることで、育児への不安軽減や解消を図ります。【子育て支援課】
医療型短期入所事業	在宅で医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）を介護されている家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。【浅間総合病院】
図書館の管理事業	誰でも来所することができ、居場所としての支援を図ります。【図書館】
市民ふれあい学級	公民館活動を通じて、知識や教養を高めながら人とのつながりを広げることにより、相互理解と連帯感を深めることに寄与します。【中央公民館】

取組	内容【担当課・団体】
精神障がい当事者の活動支援	精神障がいを持つ人たちが、孤独になったり、孤立することがないよう、居場所や他者とつながりあう機会をつくる活動を行います。【ＮＰＯ法人ウィズハートさく】

2　相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

❖さまざまな相談が受けられるよう、相談体制の充実を図っていく必要がありますが、適切な相談場所につなぐことができるよう、受け手・支え手支援マニュアル*を活用し相談窓口情報の分かりやすい発信をしていきます。

取組	内容【担当課・団体】
市税等の納税相談	病気や失業などやむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況を聞きとり、納税方法などの相談に応じます。【収税課】
生活相談（人権）	生活上の相談や人権に関わる相談を通じ、内容により関係機関につなぎます。【人権同和課】
心のほっとライン・佐久（フリーダイヤル）	「生きるのがつらい」「悩みを聞いて欲しい」「どこに相談したら良いか分からない」など身近に相談できる相手がいない人でも、心といのちの相談支援員が相談に乗ることで、不安の軽減を図ったり、適切な相談場所につなぎます。【健康づくり推進課】
公害等に関する苦情相談	公害に係る申立てや相談を通じ、内容により関係機関につなぎます。【環境政策課】
佐久市消費生活センター	日常生活の中での商品に関する問合せやローンなど消費生活上の問題に対する相談をきっかけに、他の課題も把握、対応することで包括的な問題の解決に向けた支援を行います。【生活環境課】
配偶者暴力等対策事業	配偶者などからの暴力の相談に応じ、安全の確保を図り、各種機関につなぎます。【福祉課】
障がい者虐待対応業務	虐待への対応を糸口に、当事者や家族などを支援することで、背後にあるさまざまな問題を察知し、適切な支援先につなぎます。【福祉課】

＊受け手・支え手支援マニュアル：相談内容により、どこの窓口につなげばよいのかを記したマニュアル。相談対応、窓口職員のために作成しました。

取組	内容【担当課・団体】
支所における各種相談	支所はその地域に住む市民にとってより身近な場所であり、利用頻度が高い、職員同士の連携がとりやすいという利点を生かし、市民の相談・困りごとに対し、スムーズに適切な担当へつなぎます。【臼田支所・浅科支所・望月支所】
健康相談（薬など）	セルフメディケーション*も含め健康に関わる相談や薬に関わらず医療・介護・福祉などの相談を受けます。受診・服薬がない方でも相談を受けます。【佐久薬剤師会】
経営相談	商工会議所経営支援員並びに専門相談員による法律、融資、税務、経営などの相談指導、関係機関との連携、情報提供を行い、経営全般に関する問題に対応し、経営者や家族、後継者に対し幅広い問題に関する相談を行います。【佐久商工会議所】
東信ビジネスリレーセンター佐久相談所	事業のスムーズな引継ぎやマッチングにより、後継者などの意欲向上や経営革新につなぎます。【佐久商工会議所】
障害者相談支援センター	精神障害者コーディネーター業務を受託し、来所面談、電話相談、自宅などに訪問を行い、ケースワークや面接技法を用いて精神障がい当事者の総合的な相談支援を行います。【ＮＰＯ法人ウィズハートさく】
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者に対し、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する手伝いや、日常的な金銭管理を手伝うことで、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。【佐久市社会福祉協議会】
成年後見支援事業	判断能力が不十分な、認知症者・知的障がい者・精神障がい者に対し、成年後見についての相談や手続きの手伝い、法人後見の受任などを行い、安心安全な生活ができるよう支援します。【佐久市社会福祉協議会】
民生児童委員による地域における相談・支援	生活相談・介護相談など、地域の福祉相談の窓口として適切な行政窓口につなぎます。【福祉課・佐久市民生児童委員協議会】
精神保健福祉相談	精神科医による心の相談を行うことで、不安の軽減を図るとともに必要な医療へ結びつけます。【佐久保健福祉事務所】

＊セルフメディケーション：　自分自身の健康に責任を持つという理念に沿って、軽度な身体の不調は一般用医薬品の使用などで自己治療することです。

取組	内容【担当課・団体】
特別労働相談 勤労者心の相談	産業カウンセラーによる相談、専門的な助言を行うことで労働者本人、その家族や会社関係者からの心の相談に応じます。【東信労政事務所】
労働相談事業	様々な労働に関する相談に対応します。相談の内容により、高度な知識を持つ専門家による労働相談に移行したり、国や他の労働に関する機関を紹介することにより相談者の問題解決の方法についての助言を行います。【東信労政事務所】
市民相談	家庭問題や経済問題などの相談を受けた場合は適切な関係機関につなぎます。【佐久市議会】

※妊産婦・子育てをしている保護者への相談はＰ３６基本施策３－３参照
※子ども・若者への相談はＰ４４重点施策１参照
※生活困窮者・無職者・失業者への相談はＰ４７重点施策２参照
※高齢者への相談はＰ５１重点施策３参照

心のほっとライン・佐久

市では、心やいのちの相談に対応するための専用の電話相談窓口として、「心のほっとライン・佐久」を開設しています。

悩みごとや辛い気持ちを一人で抱え込んではいませんか。

あなたはひとりではありません。抱えている悩みや不安を、ぜひご相談ください。



電話番号　電話０１２０－０７－５５６０（お悩み相談　こころが　ホッ）
相談日時　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）８：３０～１７：１５
対 応 者　心といのちの支援相談員

３　妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

❖国の妊産婦の死因の１位は自殺で、現在深刻な問題となっています。原因は産後うつ、育児のストレスなどが関係しています。佐久市では妊婦・産婦・子育てをしている保護者への支援の充実を図り、自殺のリスク低下に努めます。

取組	内容【担当課・団体】
こんにちは赤ちゃん事業 産婦訪問指導事業	全戸訪問により子どもの発達や育児状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握でき、適切な支援につなぎます。また、ＥＰＤＳ*の実施により、産後うつや産婦の抱える問題の評価をし、評価の結果、子育てママさん支援事業につなぎます。【健康づくり推進課】
子育てママさん支援事業	妊娠期から子育て期に渡るまでの支援が必要な家庭に対し、地区担当保健師が継続的に関わり、必要時適切な支援につなぎます。【健康づくり推進課】
つどいの広場事業	乳幼児を持つ保護者が、気軽に集まって情報交換し、仲間作りができるような場の提供をします。保護者同士が交流・情報交換することで育児への不安軽減や解消が図れます。また、支援が必要な保護者を発見し、早期対応をします。【子育て支援課】
利用者支援事業	保護者が教育・保育施設や各種子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談助言などを行います。【子育て支援課】
子育て支援短期入所事業	保護者の疾病、その他の理由により家庭において、児童の養育が一時的に困難となった場合、当該児童を一時的に児童養護施設などに入所させ養育します。子どもの一時預かりは、家庭の状況や保護者の抱える問題・悩みを察知し、必要に応じて支援を提供します。【子育て支援課】
助産施設入所制度事業	経済的な理由により出産困難な妊産婦に対し、施設入所による助産を行います。リスクが高い方への支援のきっかけにし、必要時支援を行います。【子育て支援課】
ファミリーサポート事業「ほっと・ホット」	子育て中の家族を対象に、冠婚葬祭や病気治療のための通院の際、一時預かりなどの育児支援を行います。【佐久市社会福祉協議会】

＊ＥＰＤＳ：エジンバラ産後うつ病質問表のこと。医療の必要な産後うつ病や、保健従事者や家族などによる育児支援が必要な母親を早期発見し、支援につなぐことが可能になります。

4　自殺未遂者*1への支援

❖県と協力をし、救急病院や精神科など医療機関との連携を図り、本人や家族に対し適切な医療・相談支援ができるような体制を検討していきます。

❖自殺対策連絡協議会において、佐久警察署や佐久消防署と連携を図り、自殺未遂者への支援についての体制づくりを検討していきます。

取組	内容【担当課・団体】
警察安全相談	通報により、自殺企図者*2がいることを把握した場合は、関係機関へ情報を提供し、カウンセリングなどへつなぎます。【佐久警察署】

5　遺された人への支援

❖県と協力し、自死遺族の会「佐久あすなろの会」への活動支援を行います。

取組	内容【担当課・団体】
自死遺族交流会	自死により身近な人を失った経験をした自死遺族を対象に心のケアや支援を行います。【佐久保健福祉事務所】

佐久あすなろの会

ご家族が自死で亡くなると、遺された人は孤独になりがちです。
佐久あすなろの会は、同じ体験をされた方々と安心して気持ちを語り、わかちあう場です。

会　　場　　佐久市内（参加申込者へご案内）
内　　容　　自死遺族のわかちあい
参加対象者　　ご家族（親、子ども、配偶者、兄弟姉妹など）を自死で亡くされた方が参加できます。

【申し込み・問い合わせ先】
佐久保健福祉事務所　健康づくり支援課
電　話：０２６７－６３－３１６４（直通）

＊１自殺未遂者：自殺を図ったが未遂となった方
＊２自殺企図者：自殺の計画をしたが行為までには至っていない方

【目標】

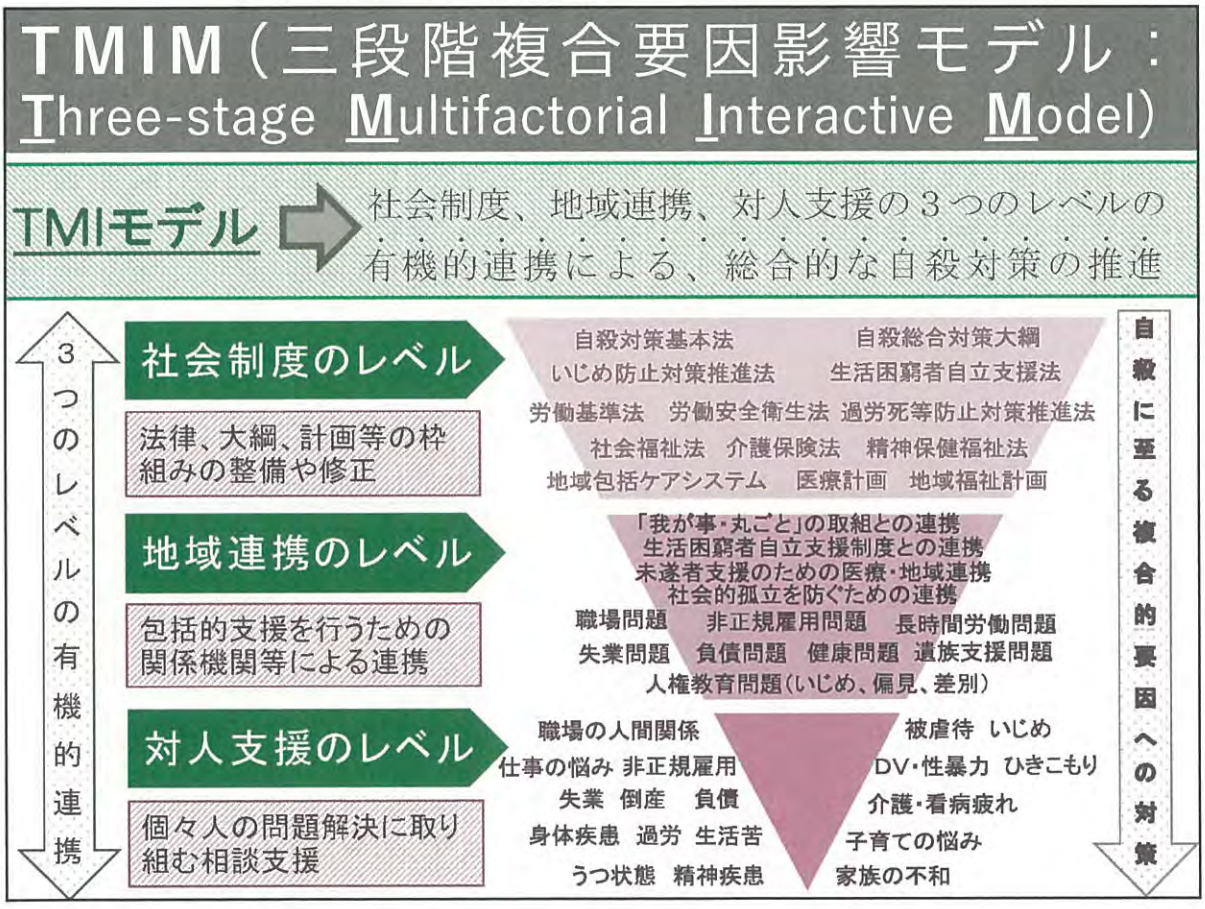
指　　標	現状値 （平成２９年度）	目標値 （平成３４年度）	目標設定の考え方
デイケア・音楽療法の実施回数	デイケア：４８回 音楽療法：１６回	デイケア：４８回 音楽療法：１６回	現状維持
こんにちは赤ちゃん事業 産婦訪問指導事業訪問実施率	９８．２％ （平成２８年度）	９８．２％以上	現状維持

基本施策４　地域ネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』を実現」するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民などが有機的に連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。（図１５）そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組を構築することが重要です。

佐久市では、すでに民間団体を含む関係団体による佐久市自殺対策連絡協議会と関係課による佐久市自殺対策関係課連絡会議を開催し、横の連携を深め、どこに相談しても適切な相談場所につなぐ支援をしていかれるように連携をとっていますが、さらに連携の強化に努めます。

図１５　三階層自殺対策連動モデル



出典：自殺総合対策推進センター

１　地域における連携・ネットワークの強化

取組	内容【担当課・団体】
佐久市自殺対策連絡協議会	関係機関や民間団体などで構成する佐久市自殺対策連絡協議会において、関係機関などとの連携を強化し、社会全体での取組を推進していきます。【健康づくり推進課】 第５章　佐久市自殺対策連絡協議会名簿参照（Ｐ６０） 第６章　佐久市自殺対策連絡協議会設置要綱参照（Ｐ１３１）

❖自殺のない社会づくり市区町村会*1、日本自殺総合対策学会*2への参加を通じ、国の最新情報や自殺対策の先進地、他自治体の情報を得ながら、佐久市の自殺対策に反映していきます。

２　庁内における連携・ネットワークの強化

取組	内容【担当課・団体】
佐久市自殺対策推進本部会議・幹事会	自殺対策について各関係機関からの意見を踏まえ総合的に検討することで、諸政策の調整を行い、多方面からの自殺対策事業につなぎます。【健康づくり推進課】 第５章　佐久市自殺対策推進本部会議幹事会名簿参照（Ｐ６１） 第６章　佐久市自殺対策推進本部要領参照（Ｐ１３２）
佐久市自殺対策関係課連絡会議	相談窓口担当者など自殺対策の関係課で自殺の実態の把握や事例検討を定期的に開催し、担当者間の連携強化を図ります。【健康づくり推進課】 第５章　佐久市自殺対策関係課連絡会議一覧参照（Ｐ６２）

＊１　自殺のない社会づくり市区町村会：自治体が関連の施策などの情報や意見を相互に交換し、相互の関連施策の一層の向上、連携に資するとともに自殺のない社会づくりを推進するため市区町村の自治体などで構成された連絡協議会。佐久市は平成２９年度時点、信越ブロックの世話人となっています。

＊２　日本自殺総合対策学会：自殺対策の「現場（実践）」と「研究」と「政策」の連動性を高めて日本の自殺対策の総力を結集し、政策づくりの新たな枠組みを作ることを目指す任意団体。佐久市長は発起人の一人となっています。

３　特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

❖うつ病やアルコール依存症、統合失調症など精神疾患の方は自殺のリスクが高い傾向にあります。適切な医療に結び付けられるよう、専門医療機関やかかりつけ医との連携を図ります。

取組	内容【担当課・団体】
専門医や専門病院への紹介・連携	市などの相談機関から専門医療機関や専門医につないだり、かかりつけ医から必要時、専門医療機関などにつなぐことで早期治療に結びつけるよう努めます。【佐久医師会】

❖市民アンケートの今後求められる自殺対策ついて、３位となった「適切な精神科医療体制の整備」については、県と協力をしながら取組を進めていきます。

【目標】

指　　標	目標値（平成３４年度）	目標設定の考え方
佐久市自殺対策連絡協議会の開催	毎年２回	現状維持
自殺対策庁内関係課連絡会議の開催	毎年２回	現状維持

基本施策５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育を行う

児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育については、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」いうことを目標として、先生や保護者以外の大人にも相談ができるよう、学校以外の信頼できる大人（保健師など）が授業を行うという形で実施することが望まれています。

佐久市は平成２８年度より中学生向け自殺防止啓発事業として、中学生にパンフレットを配布、パンフレットに基づいたミニ講話（内容は下記参照）を保健師が行っていますが、引き続き力を入れて継続していきます。

１　ＳＯＳの出し方に関する教育の実施

取組	内容【担当課・団体】
中学生向け自殺予防啓発事業	中学生のうちからＳＯＳが出せる環境をつくるためのライフスキル教育を引き続き実施していきます。【健康づくり推進課、学校教育課】

２　ＳＯＳの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

取組	内容【担当課・団体】
学校教育課・各学校との連携	不登校の生徒、特別支援学級の生徒へは学校の担任から個別に対応します。【健康づくり推進課、学校教育課、各学校】 市外に通学する生徒については、学校教育課を通じて全ての生徒に情報提供を行います。【健康づくり推進課、学校教育課】

【目標】

指　　標	目標値（平成３４年度）	目標設定の考え方
中学生向け自殺予防啓発事業の受講率（個別支援を含む・市外通学者除く）	１００％	現状維持

中学生向け自殺予防啓発事業
「一人でなやんでいるあなたへ～ＳＯＳを出していいんだよ～」講話内容

- 悩みがあるって普通だよ
- 悩んだり疲れてしまった時の対応法を考えよう
- 悩みを抱えていると出てくる症状を理解しよう
- 信頼できる人を探して相談しよう
- もし、友達の変化に気が付いたら声をかけよう
- 市にも相談機関があることを知っておこう

第４章

いのち支える自殺対策への取組

重点施策



第４章　いのち支える自殺対策への取組　～重点施策～

重点施策１　子ども・若者対策

ここでいう「子ども・若者」は児童・生徒・学生、１０歳代から３０歳代の有職者と無職者、非正規雇用者が対象です。

佐久市では、ここ２，３年の間で１０代の自殺者が出始め、２０歳代～３０歳代の自殺率が国や県に比べ多い傾向にあります。

基本施策で掲げた「児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」を実施することにより、子どもの頃からＳＯＳを出せる環境にしていくとともに、それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。

保健・医療・福祉・教育・労働の分野の関係機関と連携し、支援をしていきます。

１　若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援の充実

取組	内容【担当課・団体】
スクールメンタルアドバイザーによる支援	学校や保護者からの要請により、悩みの多い児童生徒に係る支援、助言や、学校訪問を行っています。【学校教育課】
コスモス相談業務	スクールメンタルアドバイザーと就学支援委員会専門員により、児童生徒本人や、保護者、教職員などからの、いじめや不登校など学校生活全般に関することや、特別な支援を必要とする児童生徒の就学に関し、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな相談を行っています。【学校教育課】
児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用	児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学校運営や授業を改善しています。全小中学校で実施しています。【学校教育課】
ハートフルフレンド事業	不登校児童生徒などに対し、家庭訪問などを行い、会話や遊びなどを通じて、児童生徒との友好関係を築き、児童生徒が学校へ登校できるためのきっかけづくりをしています。【学校教育課】
佐久市チャレンジ教室 ～ふれあい登校支援～事業	適応指導員を２人配置し、学校へ登校することが困難な児童生徒に対し、集団に適応することができるための支援や学習支援、教育相談など、きめ細かな対応を行っています。【学校教育課】
不登校等対策連絡協議会の開催	小中学校長や医師、その他識見を有する者からなる１０人の委員によって構成され、市内の小中学校における不登校、いじめなどの問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図っています。【学校教育課】

取組	内容【担当課・団体】
いじめ不登校等担当者会の開催	佐久市立小中学校のいじめ不登校など担当の教員が集まり、会を通して情報共有を行っています。【学校教育課】
思春期相談	児童精神科医によるひきこもり、不登校、勉強に集中できないなど思春期の心の悩みに対し、本人や家族、関係者からの相談を受けています。【佐久保健福祉事務所】
少年のいじめ対策	関係機関と調整をとりながら、個々の内容に応じた対策をとっています。【佐久警察署】
人権同和講演会	「犯罪に巻き込まれない」、「非行防止するには」など、実際の事例を参考に講話することで自殺の要因となる危機を減らすきっかけづくりをしています。【佐久市保護司会】

2　経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実

取組	内容【担当課・団体】
就学援助費に関する事務	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を補助しています。【学校教育課】
特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍者、通級指導教室通級者の保護者に対し、給食費・学用品などの費用の一部を支給しています。【学校教育課】

3　関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実

取組	内容【担当課・団体】
若者などの就労支援	若年層を対象とする国や県の就労相談窓口の紹介や、市主催の就職面接会の開催などにより、若者などの就労支援を行います。【商工振興課】
チャイルドライン支援事業	チャイルドラインの運営団体を支援することにより、子どもの悩みを軽減する環境を整えていきます。【子育て支援課】

４　ＩＣＴを活用した若者へのアウトリーチの強化

取組	内容【担当課・団体】
ＳＮＳを活用した相談体制の構築	長野県と連携をしながら時代にあわせた対応を図っていきます。【健康づくり推進課】
メールによるコスモス相談	Ｐ４４　コスモス相談を、メールにより受け付けています。【学校教育課】

５　社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組

取組	内容【担当課・団体】
青少年対策事業	専門補導員による少年相談活動を通じ、専門的な関係機関につなぐことで、問題の解決を図ります。【生涯学習課】
思春期・赤ちゃんふれあい体験事業	中学生が乳幼児健診の場において乳児の抱っこ体験・妊婦体験を行うことで、命の大切さを感じることができる機会となっています。【健康づくり推進課】
「命に関する教育」の推進	教育活動全体を通じて、学校の実態に応じ、「命に関する教育」を計画的・重点的に位置付け、命の大切さや人に対する思いやりの心を育てます。【各学校】

❖地域のコミュニティや佐久市全体で、子ども・若者を見守る仕組みづくりの構築を目指します。

【目標】

指　　標	現状値（平成２９年度）	目標値（平成３４年度）	目標設定の考え方
佐久市の若年の自殺死亡率（人口10万対）	１０．１（平成２７年）	８．２以下（平成３４年）	平成２７年比で１９％減少
小中学校における不登校児童生徒の出現率	１．１１（平成２８年度）	１％以下※（平成３３年度）	小中学校の全在籍児童生徒数に対する、小中学校の不登校児童生徒数（年間で３０日以上欠席をしており、かつ欠席理由が「不登校」である人数）の割合。

※目標値は佐久市教育振興基本計画と合わせ、平成３３年度のもの。

重点施策２　生活困窮者・無職者・失業者対策

生活困窮の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護、多重債務、労働など多様な問題を、複合的に抱えることが多い傾向です。

そのため、生活困窮は経済的な困窮にとどまらず、自殺リスクの高い傾向があります。

生活困窮対策は、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められていることから、佐久市でも関係部局が連携しながら、包括的な生きる支援を図っていきます。

また、無職者においても経済的な問題以外に、傷病や障がい、人間関係などの問題を抱えている場合が多く、勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことから、無職者対策にも力を入れていきます。

１　多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援

❖地域共生社会、生活困窮者自立支援制度、自殺対策の３施策の連動性を高めることによって、地域住民に対する生きることの包括的な支援を効率的かつ効果的に実施していきます。

取組	内容【担当課・団体】
心といのちの総合相談会	弁護士・臨床心理士・市の関係課の相談を同日に行うことで、健康問題、経済問題、家庭問題など、さまざまな問題をワンストップで相談することができ、相談者の負担軽減を図ります。【健康づくり推進課】【長野県弁護士会佐久在住会】
くらしと健康の相談会	失業、倒産、多重債務の問題などについて専門家である弁護士と連携し、弁護士による法律相談と合わせて保健師による健康相談を実施することで自殺防止を図ります。【佐久保健福祉事務所】【長野県弁護士会佐久在住会】
クレサラ（多重債務）無料法律相談	消費者金融からの借り入れなどの多重債務問題に関する無料の法律相談を実施し、相談に乗っています。【長野県弁護士会佐久在住会】
生活や仕事での悩み事相談事業	包括的な支援の"入口"として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わらず、全ての相談を断らないで受け止め、失業､引きこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気、両親の介護、障害などの生活困窮者の問題解決方法を相談者とともに考えます。自殺に関連した研修会などへの参加及び関係機関との連携を図っています。【まいさぽ佐久】

２　生活困窮者対策と自殺対策との連動を図る

（１）生活困窮者自立相談支援窓口を活用した自殺防止の取組

❖生活困窮者自立相談支援窓口で受け付ける新規相談者の特性（抱える課題）は、経済的困窮、就職活動困難、病気、家族関係・家族の問題、住まい不安定、うつ・不眠・不安・依存症・適応障害などのメンタルヘルスの課題、家計管理の課題、就職定着困難、多重加重債務、ホームレス、ニート・ひきこもりなどの社会的孤立などがあり、相談者ひとり当たり概ね平均３．５個の複数課題を抱え生活困窮状態に陥っています。

このような複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクを抱える人が少なくない実情を踏まえ、自殺対策に係る関係機関などと緊密に連動し、効果的かつ効率的な支援を行っていきます。

取組	内容【担当課・団体】
生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進	共通の相談票を活用し、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築していきます。【健康づくり推進課・福祉課・まいさぽ佐久】

（２）生活困窮世帯に対する支援による生きることの促進要因の強化

取組	内容【担当課・団体】
生活困窮者自立支援事業	関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している方が確実に自立相談支援機関に繋げる体制を整備していきます。 暮らしや仕事などの生活面で困っている方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業により、相談早期段階からさまざまな個別支援を提供していきます。 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズに応じた各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施していきます。 支援調整会議に自殺対策担当部署の保健師、病院ソーシャルワーカーなども加わり、支援事案の共有化を図ります。 【健康づくり推進課・福祉課・まいさぽ佐久】

３　生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

取組	内容【担当課・団体】
生活保護事務	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援先に繋げます。【福祉課】

取組	内容【担当課・団体】
住居確保給付金事業	離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち住宅を喪失又はそのおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供していきます。【福祉課】
就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、最長で1年間計画的かつ集中的に支援（日常生活自立支援→社会生活自立支援→就労自立支援へとステップアップ）し、生活困窮者の就労促進を図ります。【福祉課】
一時生活支援事業 （ホームレス対策事業）	住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所を供与し食事を提供します。この間に安定した生活が営めるよう、就労機会の確保に向けた支援を行い、生活困窮者の自立促進を図ります。【福祉課】
家計相談事業	家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行い、多重債務などからの生活再建を図ります。【福祉課】
子どもの学習支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言などを行っていきます。【福祉課】
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者や児童扶養手当受給者に対する就労支援について、ハローワークとの間で締結した協定に基づき、職安就労支援ナビゲーターと関係機関が連携し、求職活動支援を行っていきます。【福祉課】
被保護者就労支援事業	現に生活保護を受けている方の自立の助長を図る観点から、就労支援を強化するため、福祉事務所に就労支援員を配置し、ハローワークとの連携により就業に向けた支援を行います。【福祉課】
ホームレス実態調査	公共施設など、定期巡回により、路上生活者を定期的に把握し、適切な支援先に繋いでいきます。【福祉課】
生活福祉基金の貸付	市関係機関、民生児童委員協議会などと連携を推進し、低所得者や高齢者世帯､障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに､在宅福祉や社会参加の促進を図っていきます。【佐久市社会福祉協議会】
生活困窮者緊急支援	生活福祉資金など受給開始までの緊急小口資金。貧困のニーズに迅速、柔軟に対応します。【ジョブながのライフサポートセンター佐久】

４　無職者・失業者などに対する相談窓口等の充実

❖失業者に対して早期再就職支援など各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談などさまざまな生活上の問題に関する相談に対応し、行政等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進します。

取組	内容【担当課・団体】
就労困難者の就労支援	佐久地区労働者福祉協議会やジョブながの無料職業紹介所において、自殺防止の啓発コーナーの設置により、自殺防止につなげていきます。【ジョブながのライフサポートセンター佐久】
専門家による心の健康相談	臨床心理士による就職に対するさまざまな心理不安や悩みを抱える方を対象にアドバイスを実施します。【ハローワーク佐久】
心配ごと・悩みごと相談	心配ごとや悩みごとを抱えている方又は精神科や心療内科を受診している方で就労活動をされている方について、精神保健福祉士が相談に乗ります。【ハローワーク佐久】

【目標】

指　　標	目標値 （平成３４年度）	目標設定の考え方
生活保護受給者等就労自立促進事業による就職者件数	１５人/年	平成２９年度実施計画における目標値：生活保護受給者３人、児童扶養手当受給者７人、住居確保給付金受給者１人、生活困窮者１５人
長野県・佐久市生活就労支援センター”まいさぽ佐久”新規相談受付件数、一般就労支援対象者数	・新規相談受付件数２４件/月 ・一般就労支援対象者数７件/月	国が目標とする目安値（平成３０年度）を設定（Ｈ２９佐久市の現状値7．5件/月、3．1件/月）

重点施策３　高齢者対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域福祉力の強化（我が事・丸ごと*の地域づくり）などの施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

それには、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが大切です。

佐久市では、地域の実情に合わせ、行政・民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図っていきます。

1　包括的な支援のための連携推進

取組	内容【担当課・団体】
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターが中核となり、各種福祉サービスの調整を図ります。【高齢者福祉課】
地域包括支援センター運営協議会事業	地域包括支援センターの設置･運営に関する協議調整や地域包括ケアの基盤整備（生活支援体制整備）や地域の関係者間のネットワーク構築などを行います。【高齢者福祉課】
在宅医療・介護の連携体制推進事業	医療介護連携推進協議会の設置や市民公開講座を開催し、地域の医療と介護の課題を抽出しながら、市民が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指します。【高齢者福祉課】
生活支援体制整備事業	軽度の支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが提供される体制を整えるため、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置するとともに、情報共有・連携強化の場として協議体を設置していきます。【高齢者福祉課】
認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	認知症高齢者並びに虐待に対する地域支援体制づくりを行います。【高齢者福祉課】
地域ケア会議推進事業	市と地域包括支援センターが連携・協働し、地域ケア会議の円滑な実施に向けた環境を整備します。【高齢者福祉課】

＊我が事・丸ごと：地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るとともに、市町村による地域づくりの取組の支援、公的サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を目指します。厚生労働省のプロジェクトチーム「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成２７年９月）と「ニッポン一億総活躍プラン」（平成２８年６月）を踏まえ、平成２８年７月に厚生労働大臣を本部長とし「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。

２　地域における要介護者に対する支援

取組	内容【担当課・団体】
要援護高齢者訪問・相談・指導事業	保健師などによる介護方法や生活支援などの相談指導を行います。【高齢者福祉課】
介護予防･生活支援サービス事業	要支援者などに対し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練やとじこもり予防、自立支援に資するサービスを提供します。【高齢者福祉課】
老人短期入所介護施設措置ショートステイ	虐待などやむを得ない理由により要介護者を緊急避難措置として、特別養護老人ホームなどに短期入所措置を行います。【高齢者福祉課】

３　高齢者の健康不安に対する支援

取組	内容【担当課・団体】
認知症予防相談・啓発事業	専門医などによる講演を開催し、認知症についての正しい知識の普及・啓発を図り、広く市民意識の向上に努めることにより、認知症の早期発見・対応や予防意識の向上を図ります。【高齢者福祉課】
認知症初期集中支援事業	４０歳以上かつ自宅で生活をしており認知症が疑われる方や認知症の方で、病院に通っていない介護サービスを使っていない方を対象に、本人や家族を訪問し、病院受診や介護サービス利用、家族へのサポートなど初期の支援を集中的に行います。【高齢者福祉課】
健康教育・相談事業	介護予防の知識の普及のため、各公民館などにおいて、介護予防教室及び相談を行い、健康維持を図ります。【高齢者福祉課】
栄養改善教室事業	栄養士による栄養改善教室を、ぴんころ長寿いろはカルタなどの媒体を活用し行います。【高齢者福祉課】
７５・８０歳おたっしゃ訪問指導事業	介護保険認定者などを除く７５・８０歳の高齢者に対して保健師などによる訪問指導を行い、介護予防の取組や地域包括支援センターと連携した支援につなぎます。【高齢者福祉課】
脳の健康度測定事業	高齢者の認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、要支援者などの把握や認知症予防の動機付けを行います。【高齢者福祉課】

４　社会参加の強化と孤独・孤立の予防

❖第２章のアンケート結果（Ｐ２１）の課題から、特に男性に対して、多方面からアプローチを行うことで、社会参加を促すとともに、孤独・孤立を予防し、相談できる環境につなげていきます。

取組	内容【担当課・団体】
認知症サポーター等養成事業	地域や職域において、認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族を支援する地域づくりを推進します。【高齢者福祉課】
老人クラブ活動助成事業	生きがい対策として老人クラブ活動に対し助成・支援を行います。【高齢者福祉課】
高齢者実態調査事業	各種福祉施策に役立てるため、民生児童委員の協力のもと、65歳以上の高齢者などの実態把握を行います。【高齢者福祉課】
ひとり暮らし高齢者給食サービス事業	栄養のバランスや季節感等を配慮した食事を提供し、安否確認や地域との交流を図ります。【高齢者福祉課】
介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）	介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実施される基盤づくりのため、介護予防の実践に関係した運動や栄養などの講座を開催します。【高齢者福祉課】
ひとり暮らし高齢者等声かけ運動	新聞販売店などから情報を提供してもらい、高齢者の安否確認や訪問指導を行います。【高齢者福祉課】
ふれあいいきいきサロン事業	地区集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、区単位でサロン（お茶のみ会）を行うことで孤立の防止を図ります。【佐久市社会福祉協議会】
安心コール事業	ひとり暮らし高齢者などに、孤独感の解消や安否確認を目的に電話による声かけを行います。【佐久市社会福祉協議会】
お元気レター事業	１人暮らしの高齢者へ郵便はがきを配達することで、郵便ポストの中の状況、また郵便配達員の声かけによる安否確認により、孤独感の解消を図ります。【佐久市社会福祉協議会】

５　生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

取組	内容【担当課・団体】
高齢者外出支援サービス事業	概ね６５歳以上の低所得世帯の高齢者などであって、公共交通機関を利用することが困難な方に、通院などのための移送サービスの支援を行います。【高齢者福祉課】
家庭ごみ収集支援事業	概ね６５歳以上の高齢世帯及び身体的機能低下により、家庭ごみの搬出が困難な世帯に対し、家庭ごみの収集支援を行います。【高齢者福祉課】
ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業	概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者などに緊急時における援護を迅速に行うため通報装置を設置し、安心して生活できる環境を整備します。【高齢者福祉課】
要援護高齢者福祉施設入所措置（養護）	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置を行います。【高齢者福祉課】
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者であり、かつ、身寄りがない高齢者に対し、市が老人福祉法の規程に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求などの支援を行います。【高齢者福祉課】
介護保険料納付相談	介護保険料の納付に関する相談を行います。【高齢者福祉課】
佐久市介護保険利用者負担援護事業	特に生計を維持することが困難な低所得者が介護保険法の対象サービスを利用した場合に、介護保険利用者負担援護金を支給することにより、当該生計の維持が困難な者の負担の軽減を図ります。【高齢者福祉課】
特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度額）	低所得の人の施設利用が困難とならないよう、申請により居住費・食費の利用者負担の軽減を図ります。【高齢者福祉課】
ファミリーサポート事業「ほっと・ホット」	介護支援として家事援助などを必要とする家族や本人のため支援を行います。【佐久市社会福祉協議会】

【目標】

指　　標	現状値 （平成２９年）	目標値 （平成３４年）	目標設定の考え方
佐久市の高齢者の自殺死亡率（人口１０万対）	１９．１ （平成２７年）	１５．５以下	平成２７年比で１９％減少
認知症サポーター等養成講座を受講した人数	８，８２５人 （平成２８年度）	１５，０００人	年間約１，０００名ずつ受講生を増やしていく。
介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）を修了した人数	５４３人 （平成２８年度）	９００人	年間約６０名ずつ育成していく。

第５章

佐久市の自殺対策の推進体制



第５章　佐久市の自殺対策の推進体制

１　計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

２　推進体制

自殺対策を推進するため、佐久市自殺対策推進本部、佐久市自殺対策推進本部幹事会、佐久市自殺対策関係課連絡会議を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する佐久市自殺対策連絡協議会において、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

３　進行管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である健康づくり推進課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

佐久市保健福祉審議会

	氏　　名	選出組織等	選出組織役職名
会長	堀　内　ふ　き	識見者	佐久大学学長
副会長	小　　平　　實	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会会長
委員	山　田　啓　顕	識見者	長野県弁護士会佐久在住会
	和　田　裕　一	識見者	佐久福寿園施設長
	小　松　正　彦	医師会	佐久医師会会長
	岡　　田　　稔	医師会	佐久医師会副会長
	甘　利　光　治	歯科医師会	佐久歯科医師会会長
	野　村　裕　行	歯科医師会	佐久歯科医師会会計理事
	大　　森　　健	薬剤師会	佐久薬剤師会会長
	小　林　政　徳	学事職員会	佐久市立東小学校長
	伊　藤　雅　章	区長会	佐久市区長会会長
	河　西　光　章	行政関係機関	佐久福祉事務所長・佐久保健所次長
	宮　沢　秀　一	行政関係機関	佐久児童相談所所長
	佐　藤　悦　生	社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会会長
	佐　藤　和　夫	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長
	佐　藤　洋　一	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長
	市川みさ子	保健補導員会	佐久市保健補導員会会長
	春　日　利　夫	人権擁護委員協議会	佐久人権擁護委員
	小　林　壽　夫	福祉団体	佐久市身体障害者福祉協会会長
	小　林　眞　浩	福祉施設	緑の牧場学園施設長
	杉　田　義　夫	福祉施設	NPO法人ウィズハートさく理事長
	松川たか子	保育協会	佐久市保育協会会長
	佐　藤　一　夫	私立幼稚園	私立幼稚園園長会会長
	中村美登里	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部顧問
	花　岡　文　夫	老人クラブ連合会	佐久市老人クラブ連合会会長

佐久市保健福祉審議会保健部会

	氏　　名	選出組織等	選出組織役職名
会　長	岡　　田　　稔	医師会	佐久医師会副会長
職務代理	堀　内　ふ　き	識見者	佐久大学学長
部会員	野　村　裕　行	歯科医師会	佐久歯科医師会会計理事
	大　　森　　健	薬剤師会	佐久薬剤師会会長
	丸　山　和　之	区長会	佐久市区長会副会長
	河　西　光　章	行政関係機関	佐久福祉事務所長・佐久保健所次長
	白　鳥　昭　夫	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長
	鷹　　野　　勝	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長
	市川みさ子	保健補導員会	佐久市保健補導員会会長
	市　川　典　子	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部副支部長
	猿　谷　浩　子	歯科衛生士会	長野県歯科衛生士会小諸・佐久支部
	土屋やよい	食生活改善推進協議会	佐久市食生活改善推進協議会会長

佐久市自殺対策連絡協議会

任期：平成２９年７月２４日～平成３１年７月２３日

	氏　　名	選出組織等	選出組織役職名
会長	山 田 啓 顕	長野県弁護士会佐久在住会	弁護士
副会長	桜 井 健 太 郎	ＮＰＯ法人ウィズハートさく	事務局長
委員	増 田 友 厚	識見者	大林寺・蕃松院住職
	馬 場 文 人	佐久医師会	会員
	倉 本 泰 志	佐久薬剤師会	理事
	中 澤 智 宏	ＪＡ長野厚生連　佐久総合病院	精神科事務課長
	宮 原 秀 敏	佐久商工会議所	振興課課長
	井 上 秀 治	佐久地区労働者福祉協議会 ジョブながのライフサポートセンター佐久	事務局長
	市 川 記 夫	佐久市保護司会	保護司
	上 原 長 男	佐久市社会福祉協議会	福祉課長
	鷹 野 勝	佐久市民生児童委員協議会	副会長
	土 屋 朗 子	佐久市保健補導員会	理事
	竹 入 由 香	佐久保健福祉事務所	主査保健師
	渡 邊 純	ハローワーク佐久	統括職業指導官
	清 野 和 子	東信労政事務所	専門幹兼次長
	柳 沢 好 徳	佐久警察署	生活安全課長
	井 出 善 太 郎	佐久消防署	署長
	赤 岡 邦 江	佐久市教育委員会	スクールメンタルアドバイザー
	酒 井 善 孝	長野県・佐久市生活就労支援センター “まいさぽ佐久”	センター長
	和 嶋 美 和 子	佐久市議会	議員
オブザーバー	半 場 有 希 子	長野県精神保健福祉センター	主査

佐久市自殺対策推進本部　名簿

役　職	職　名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長
	総務部長
	企画部長
	市民健康部長
	環境部長
	福祉部長
	経済部長
	建設部長
	地域局長
	会計局長
	議会事務局長
	学校教育部長
	社会教育部長
	浅間総合病院事務長
	臼田支所長
	浅科支所長
	望月支所長

佐久市自殺対策推進本部幹事会　名簿

役　職	職　名
幹事	総務課長
	税務課長
	収税課長
	企画課長
	市民課長
	人権同和課長
	国保医療課長
	生活環境課長
	福祉課長
	子育て支援課長
	高齢者福祉課長
	商工振興課長
	建築住宅課長
	地域整備室長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	浅間総合病院総務課長
	臼田支所企画幹
	浅科支所企画幹
	望月支所企画幹

佐久市自殺対策関係課連絡会議　関係課一覧

部　　名	課　名	係
総　務　部	総務課	人事係
	税務課	市民税係
		資産税係
	収税課	収税係
市民健康部	人権同和課	人権同和係
	国保医療課	国保年金係
		医療給付係
	健康づくり推進課	健康増進係
環　境　部	生活環境課	生活公共交通係
福　祉　部	福祉課	地域福祉係
		障害福祉係
		療育支援係
		保護係
	子育て支援課	子育て支援係
	高齢者福祉課	高齢者支援係
建　設　部	建築住宅課	住宅係
経　済　部	商工振興課	商工業支援係
地　域　局	臼田支所	
	浅科支所	
	望月支所	
学校教育部	学校教育課	学務係
社会教育部	生涯学習課	青少年係

第６章

資料編



第６章　資料編

１　佐久市・自殺対策連絡協議会の生きる支援事業・目標値一覧

担当部	担当課	担当係	取組	内容
総務部	総務課	人事係	セルフケアサポート事業	産業カウンセラーによる相談(月１回)
			メンタルヘルス研修（ラインケア）	管理監督職の職員を対象。部下のストレス等よる心身の変化に対する気付きや対応についての研修
			メンタルヘルス研修（セルフケア）	職員のこころの健康づくりを推進するための研修
			新規採用職員研修	新規採用職員を対象に市職員として必要な基礎知識を習得させるための研修
			職員ストレスチェック業務	職員ストレスチェックの実施・高ストレス者への個別カウンセリング・要フォロー職場への個別研修
	税務課	市民税係	市県税・県民税（個人住民税）の申告相談事務	確定申告期間に合わせ、所得税及び市民税・県民税の申告相談を全庁各部署の税務経験職員に事務従事を依頼して実施
			軽自動車税の減免事務	身体障害者等に対する軽自動車税の減免
		市民税係 資産税係	市民対応時における支援先機関等への案内	窓口業務、税申告相談など市民と直接接する機会を通じて、本人や家族が抱えている悩みや問題を認識する中で、職員が各種支援機関や相談窓口を把握することにより、必要に応じて支援機関等への案内を行うことで自殺諸要因の早期解消を図る。
	収税課	収税係	市税等の納税相談	病気、失業等のやむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況等を聞き取り、納税方法等の相談に応じる。
企画部	企画課	企画調整係	企画調整	「佐久市総合計画」の策定
	広報情報課	広報広聴係	広報広聴事業	広報紙発行 ケーブルテレビ放送委託 FMラジオ放送委託
市民健康部	人権同和課	人権同和係	生活相談	生活上の相談や人権に関わる相談
		人権教育男女共生係	人権同和教育講座	人権問題啓発に関する講座の実施
	健康づくり推進課	健康増進係	中学生向け自殺予防啓発事業	中学生がＳＯＳを出せる環境をつくるためのライフスキル教育
			自殺予防のための意識啓発兼相談窓口一覧パンフレット	相談窓口の周知を図るため作成。H23度作成の物を再改訂
			自殺予防のための意識啓発兼相談窓口カード	相談窓口の周知を図るため作成
			うつ病予防市民講座 （心の健康づくり講座）	市民のセルフコントロール力の向上を図り、延いてはうつ病予防につなげる。自分のストレスのくせを理解し、気分を変える方法、リラクセーションを学び実行できるようになる。
			啓発活動	広報・佐久ＣＡＴＶ・ＦＭさくだいら・図書館・物品の配布で啓発

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
4(11)4(12) 5(1)12(2)	継続実施	実施中	—	—
4(11)4(12) 5(1)12(2)	受講者に対して、自殺予防のチラシやリーフレットを配布する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	—	—
4(11)4(12) 5(1)12(2)	受講者に対して、自殺予防のチラシやリーフレットを配布する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	—	—
2(3)4(10)	新規採用職員がゲートキーパー研修を受講する。	実施中	—	新規採用職員
4(11)4(12) 5(1)12(2)	ストレスチェックの結果票配布時に自殺予防のチラシやリーフレットも一緒に封入し、配布する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	—	—
4(8)4(10)7(1) 7(5)7(17)	継続実施	実施中	—	—
4(8)4(10)7(1) 7(5)7(17)	継続実施	実施中	—	—
—	税務課全職員による自殺に関する知識、支援先機関の業務内容を把握するため勉強会を開催する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	—	全職員
4(8)4(10)7(1) 7(14)	徴収を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成34年度	年３～４人が受講(４年間で全職員受講)
2(3)	継続実施	実施中	—	—
2(1)2(3)7(1) 7(17)	継続実施	実施中	—	—
4(8)4(10)7(1) 7(17)	相談を行う職員がゲートキパー研修を受講する。	平成30年度～開始	—	窓口職員50%
2(3)	継続実施	実施中	—	—
2(2)4(4)11(3)	毎年中学1年生へパンフレット配布。ゲートキーパーについても話を加える。（学校教育課と連携し、佐久市外の中学の通学者へも配布する。）	実施中	平成34年度	中学1年生にパンフレット配布100%
7(1)	ＧＫフォローアップ編や、民生児童委員などつなぎの役割の方へ配布する。	実施中	平成34年度	1000部
7(1)	カード設置団体を増やせるように、協議会の団体等に依頼する。	実施中	平成34年度	10000部
5(2)	継続実施	実施中	平成34年度	年2回開催
2(1)2(3)7(1)	継続実施	実施中	平成34年度	自殺予防週間、自殺対策強化月間の認知度３人に２人以上

担当部	担当課	担当係	取組	内容
市民健康部	健康づくり推進課	健康増進係	ゲートキーパー養成講座 初級編	こころの健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を意識することで「生きやすい社会」に繋がり自殺を未然に防げるようになる研修
			ゲートキーパー養成講座 中級編	初級より一歩進んだゲートキーパーの役割「気づき・傾聴・つなぎ・見守り」ができるようになる研修
			ゲートキーパー養成講座 フォローアップ編	９つの複数分野の専門家・相談員・担当者の講義を聴くことで、ゲートキーパーの役割の一つである“つなぎ”機能の強化を狙う
			職員向け自殺対策研修会	市職員に向けた自殺対策の研修会
			自殺対策連絡協議会	自殺対策の推進のために必要な事項について協議し、関係機関相互の連絡調整を行うために設置。参集者は医師会、弁護士会等１９団体とオブザーバーにて開催
			佐久市自殺対策推進本部会議 ・幹事会	自殺対策の総合的な推進、および諸政策の調整等実施
			自殺対策庁内関係課連絡会議	全庁的な自殺対策の推進会議
			就労支援事業所等における健康相談	就労支援事業所等において、保健師による定期相談を実施
			デイケア	ハイリスク者対象の教室において、保健師による定期相談を実施
			音楽療法（こころのケア事業）	音楽療法を用いた、こころのケアのための教室を実施
			総合相談会（心といのちの総合相談会）	健康問題、経済問題、家庭問題など、さまざまな問題を相談できるワンストップ相談会 弁護士、臨床心理士、市関係課にて相談の実施
			相談専用直通電話（心のほっとライン・佐久）	心身の不調及び心身の不調に至る前の各種問題（当事者及び家族）に対し、心といのちの支援相談員により相談支援を行う直通電話。広報やチラシで周知
			佐久市精神障害者家族会　事務局	精神障がい者の家族会の事務局としてサポート
			社会復帰支援	訪問を中心とした精神障害者への支援を実施。対象者の個別のニーズを踏まえつつ、生活環境の安定化に向けた調整や、関係機関との連携・継続的なサポート
			受け手・支え手支援事業	相談窓口のマニュアルの共有・情報交換を行い、スキルアップと相談支援の負担軽減
			保健補導員会ブロック研修会	ブロック研修会にて自殺対策に関連した研修会の実施
			地域集団健診結果報告会	各地区公会場等にて健診後概ね１か月後を目途に保健師・栄養士による個別・集団指導を実施
			特定健診・特定保健指導	メタボリックシンドロームの対象者・予備群を抽出し、生活習慣病等の予防を図るため保健師・栄養士が個別保健指導を実施

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
2(3)4(10)5(2)	継続実施	実施中	平成34年度	ゲートキーパーの認知度 ３人に１人以上 保健師のゲートキーパー受講率【中級まで】100%
2(3)4(10)5(2)	継続実施	実施中	平成34年度	
2(3)4(10)5(2) 7(5)	継続実施	実施中	平成34年度	
4(9)	市職員に限らず、外部団体への講師派遣や研修会の実施をする。	平成30年度～準備 平成30年度～開始	平成34年度	年２回開催
2(3)3(1)3(3) 6(1)7(18) 10(2)	継続実施	実施中	—	年２回開催
2(3)3(1)3(3) 7(1)7(17)	継続実施	実施中	—	年１回開催
2(3)3(1)3(3) 7(1)7(17)	継続実施	実施中	—	年２回開催
6(7)7(17)	継続実施	実施中	—	
4(12)5(2) 6(7)7(19)	継続実施	実施中	—	月１回以上開催
4(12)5(2) 6(7)7(19)	継続実施	実施中	—	年16回開催
7(1)7(17)	継続実施	実施中	—	年１回以上開催
4(8)4(12) 7(1)7(17) 7(19)	継続実施	実施中	—	ほっとライン・佐久の認知度２人に１人以上
4(12)	継続実施	実施中	—	—
4(5)4(12)6(1) 6(7)7(19) 10(2)	継続実施	実施中	—	—
4(8)4(11)7(1) 7(17)	継続実施	実施中	—	年４回実施
4(10)5(2)	保健補導員研修会等で保健補導員に参加を呼びかける。	平成29年度～準備 平成30年度～開始	平成34年度	保健補導員65%受講
5(2)7(1)	健康の保持・増進について指導・助言することで、心身ともに健康でいられるよう支援する。	実施中	—	—
5(2)7(1)	身体の健康に対して指導・助言することで、心身ともに健康でいられるよう支援する。 健診未受診者に対しての受診勧奨時に、関連チラシを同封し普及啓発をおこなう。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成34年度	節目健診未受診者にチラシをのべ4000通配布

担当部	担当課	担当係	取組	内容
市民健康部	健康づくり推進課	健康増進係	健康相談および健康教育	要望に応じて血圧測定、相談、講話、体操等を実施
			母と子のすこやか相談室	発育、発達、育児等母子保健全般にわたる相談指導
			母子健康手帳交付 妊婦保健指導	妊娠届出時における母子手帳の交付、妊婦相談・保健指導、子育てアンケートの実施
			こんにちは赤ちゃん事業 産婦訪問指導事業	乳児の健やかな発育発達、産婦の健康確認と育児保健指導のため、保健師・助産師の訪問指導を実施
			子育てママさんサポート事業	育児支援が必要な家庭に対し、保健師・助産師が継続して支援
			乳幼児健診	４か月児・10か月児・１歳６か月児・３歳児健診を実施、７か月児は医療機関にて個別健診
			のびのび広場	乳幼児健診後のフォロー、育児相談・指導を個別に実施
			いきいき相談（心理・言語）	臨床心理士による心理相談、言語聴覚士による言語相談を実施
			元気っ子クラブ	幼児健診等において、発達や育児のフォローを必要とした親子のための発達支援、育児支援教室
			産前学級事業 （パパママ教室）	助産師による講話や保健指導、栄養士による栄養講話等を実施
			出生時保健指導 （赤ちゃん手帳交付）	出生届出時における育児相談、保健指導、赤ちゃん手帳の交付、お父さんアンケートの実施
			思春期・赤ちゃんふれあい体験事業	中学生が乳幼児健診の場において乳児の抱っこ体験・母との交流・妊婦体験
		口腔歯科保健係	う歯放置対策事業	う歯が放置されている園児を関係者が連携し、治療に結びつける対策を講じる。
	国保医療課	国保年金係	国民健康保険税の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主の死亡、疾病又は心身に著しい障害のある状態となったことにより収入が大幅に減少した方について、申請することで条例に基づき減免を行う。
			国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予	支払又は納付の義務を負う世帯主の死亡、疾病又は心身に著しい障害のある状態となったことにより収入が大幅に減少した方について、申請することで規則に基づき減免及び徴収猶予を行う。
			国民健康保険高額療養費・出産費資金貸付	高額療養費又は出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該高額療養費等の支給に係る療養等に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。
		医療給付係	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収、減免	滞納者に対する納付勧奨、減免状況の把握

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
5(2)7(1)	身体の健康、心の健康について相談に応じることができる場として継続していく。	実施中	—	—
7(15)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(15)	継続実施	実施中	—	—
5(2)6(6)7(15)	継続実施	実施中	平成34年度	訪問実施率　98.2%以上
5(2)6(6)7(15)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(17)	継続実施	実施中	平成34年度	集団健診（４か月児、１０か月児、１歳６か月児、３歳児）の受診率９７％以上
5(2)7(17)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(17)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(17)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(15) 7(17)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(15) 7(17)	継続実施	実施中	—	—
2(2)4(14)	継続実施	実施中	—	—
6(1)6(5)7(12) 7(13)	歯科衛生士がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～開始	—	歯科衛生士100%受講
4(8)7(13)	減免等業務担当職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	減免等業務担当職員の受講
4(8)7(13)	減免等業務担当職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	減免等業務担当職員の受講
4(8)7(13) 7(15)	貸付業務担当職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	貸付業務担当職員の受講
4(8)7(13)	徴収業務担当職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	徴収業務担当職員の受講

担当部	担当課	担当係	取組	内容
市民健康部	国保医療課	医療給付係	母子家庭の母子等、父子家庭の父子　福祉医療費給付金事業	母子手家庭の母子等、父子家庭の父子の所得制限内の方が、医療機関で受けた保健診療の自己負担分を助成
			福祉医療費資金貸付事業及び医療資金貸付事業	医療費の支払いが困難な者および世帯に対し、必要な医療資金を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促す。
環境部	環境政策課	環境保全係	公害等に関する苦情相談業務	市民からの公害等に関する苦情相談等の解決
	生活環境課	生活公共交通係	消費生活対策事務	消費生活相談・情報提供 消費者教育・啓発
福祉部	福祉課	地域福祉係	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会の運営等支援
			配偶者暴力等対策事業	配偶者等暴力についての相談の実施
			行旅死亡人関係事務	身元不明人の葬儀の実施と遺族の発見努力
			民生児童委員による、地域における相談・支援等の実施	民生児童委員による、地域における相談・支援等の実施
		障害福祉係	自立支援医療（精神通院）	精神通院をしている方の診療、薬に係る費用を助成
			グループホーム家賃助成	グループホーム利用者の所得に応じ家賃の一定額を助成
			訓練等給付に関する事務	障害の程度を踏まえ、個別に福祉サービスの提供決定を行う。 自立訓練・就労移行支援・Ａ型Ｂ型就労継続支援・共同生活援助等の訓練給付
			高額障害福祉サービス等給付	同一世帯でサービス利用者が複数または、複数のサービス利用の場合の世帯の負担軽減
			地域活動支援センター	在宅障害者を対象にした創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜の供与
			在宅支援サービス等事業に関する事務	在宅サービス事業としての訪問入浴サービス・訪問理美容サービス等 就労移行・自立訓練事業を利用の身体障害者に対する更生訓練費給付
			障害者地域生活移行・定着支援事業に関する事務	各種施設の退所者に対し、地域移行支援計画の作成や相談を通じた不安の解消、外出同行支援、住居確保、関係機関との調整等を実施
			手帳交付に関する事務	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
4(8)7(13) 7(14)	継続実施	実施中	—	—
4(8)7(13) 7(14)	貸付業務担当職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	貸付業務担当 職員の受講
6(1)7(1)	継続実施	実施中	—	—
7(5)7(17) 10(2)	相談解決できる職員の育成と、相談内容による各課との連携事務	平成30年度～開始	永年継続	職員１名の国家資格である相談員の資格取得
4(8)4(10) 7(15)10(2)	社協との連携を密にし、問題を抱える人への対応を図る。 特に子育てに悩む人への対応に力をいれていく。	実施中	—	—
4(8)7(1) 7(12)7(17)	継続実施	実施中	—	—
9(4)	継続実施			
4(7)5(2)7(1)	ゲートキーパー養成講座の受講推進	平成29年度～開始	平成31年度	100%
4(8)7(1)7(17)	障害者総合支援法に基づき、費用を助成することにより負担軽減にもつながることから、制度の周知を図る。	実施中	—	—
4(8)4(12) 7(17)10(2)	障害者総合支援法に基づき、利用者負担額が決定されるため、対象者の漏れがないよう努める。			
4(8)4(12) 4(10)7(17) 10(2)	障害者の日常生活および社会生活の総合的な支援を通じ、当事者が抱える様々な問題に気づき、必要に応じ適切な支援先へとつなげる。			
4(8)6(1)6(7) 6(8)7(17)	対象者を漏れなく把握し、世帯の負担軽減に努める。	実施中	—	—
4(10)7(17) 8(4)10(1)	介護をする家族の負担軽減や、当事者や家族が心配事等を相談する場として提供する。	実施中	—	—
4(10)7(17) 8(5)10(1)	サービス提供時に、利用者や家族の状況等を把握し、問題の早期発見・早期対応に努める。			
4(10)5(2) 7(17)8(5) 10(1)	支援の提供を通じて当事者の不安や悩みを軽減させる他、支援の過程で関係機関との調整を行うなど、地域の各種支援資源をつなぐ窓口としての役割を果たす。			
7(1)7(17)	各種手帳の交付時に、福祉サービスや支援機関等について情報提供を行う。			

担当部	担当課	担当係	取組	内容
福祉部	福祉課	療育支援係	療育支援センター業務	未就学の障がい児とその親に対して、療育支援センターにおいて、望ましい親子関係を作りながら心や体の発達を促し、日常生活における基本的動作の習得や集団生活に適応できるよう支援
			はぐくみ相談 （保育園等訪問相談事業）	発達が気になる児童に対し、臨床心理士･保健師等が、保育園等に出向き、相談を実施
			発達障がい児（者）支援担当者連絡会議	子供の発達に関わる職員が集による、情報共有と課題の検討
			キッズケアチャレンジさく	重症心身障がい児者の多面的支援と障がい者を地域で支えるためのネットワークの構築･強化を図る。
			特別児童扶養手当支給業務	在宅の20歳未満の障がいのある児童の養育者に支給
			障害児福祉手当支給業務	在宅の20歳未満の重度障がい児に支給
			特別障害者手当支給業務	在宅の20歳以上の重度障害者に支給
			障害者成年後見制度業務	身寄りのない障がい者の成年後見申立て
			障害者自立生活支援センター管理業務	障がい者を対象に講習会を開催
			障がい者虐待対応業務	障がい者虐待に関する通報･相談窓口を設置
		保護係	生活保護事務	生活保護各種扶助受給者の状況把握と対応
			中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等の生活安定のため、日常生活上の相談助言を行う。
			生活困窮者自立支援事業	暮らしや仕事等の生活面で困っている人に対し、第２のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業により、早期段階から様々な支援を提供していく。
			住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援事業）	住居確保給付金事業により、離職又は自営業を廃業した人で就労能力及び意欲のある人のうち住宅を喪失またはその恐れのある人に対し家賃相当分の給付金を支給。その間、就労機会の確保に向けた支援を提供する。
			一時生活支援事業（生活困窮者自立支援事業）	一時生活支援事業（ホームレス対策事業）により、住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所を供与し食事を提供する。この間に安定した生活が営めるよう、就労機会の確保に向けた支援を行い、生活困窮者の自立促進を図る。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
4(12)6(1)6(5) 7(1)11(4)	利用者・保護者で他機関での相談等必要な方に対して、相談窓口を紹介し繋げる。	実施中	—	—
4(12)6(5)7(1) 11(4)	利用者・保護者で他機関での相談等必要な方に対して、相談窓口を紹介し繋げる。			
5(2)11(4)	利用者・保護者で他機関での相談等必要な方に対して、相談窓口を紹介し繋げる。			
4(12)	利用者・保護者で他機関での相談等必要な方に対して、相談窓口を紹介し繋げる。			
4(12)	窓口対応職員がゲートキーパー養成講座を受講する。	実施中	—	—
4(12)	窓口対応職員がゲートキーパー養成講座を受講する。			
4(12)	窓口対応職員がゲートキーパー養成講座を受講する。			
4(12)	窓口対応職員がゲートキーパー養成講座を受講する。			
4(12)7(1)	利用者・保護者で他機関での相談等必要な方に対して、相談窓口を紹介し繋げる。			
4(12)7(1) 7(17)	窓口対応職員がゲートキーパー研修に参加する。	実施中	—	—
4(8)6(1)7(13) 7(18)	受給世帯の課題を適格に把握し、必要に応じて適切な支援先に繋げる。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(17)	支援相談員を配置し、中国残留邦人等世帯が抱える課題、ニーズに応じた助言等を行うとともに、必要に応じて適切な支援先に繋げる。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(2) 7(3)7(13) 7(17)	生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握。ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定。自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施	実施中	—	—
4(8)7(1)7(2) 7(3)7(13) 7(17)	自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(2) 7(3)7(13) 7(17)	自立相談支援事業と一体的に運用することにより、本事業利用中に課題の評価・分析を実施し、効果的な支援を行う。	実施中	—	—

担当部	担当課	担当係	取組	内容
福祉部	福祉課	保護係	就労準備支援事業（生活困窮者自立支援事業）	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、最長で1年間計画的かつ集中的に支援（日常生活自立支援→社会生活自立支援→就労自立支援へとステップアップ）し、生活困窮者の就労促進を図る。
			ホームレス実態調査事務	路上生活者の把握
			生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者、児童扶養手当受給者に対し、職業安定所との間で締結した協定に基づき、職安就労支援ナビゲーター等による求職活動を行う。
			被保護者就労支援事業	現に生活保護を受けている者の自立の助長をより一層図る観点から、就労支援を強化するため、福祉事務所に就労支援員を配置し、ハローワークとの連携により就業に向けた支援を行う。
	臼田学園	支援係	短期入所事業	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等を対象とする短期入所事業（空床利用型）を行う。
	子育て支援課	子育て支援係	つどいの広場事業	乳幼児をもつ保護者が、気軽に集まって情報交換し、仲間づくりができるような場の提供
			子育てサロン事業	就学前児童と保護者等が気軽に集まって遊びながら情報交換したり、悩みを相談する場の提供
			家庭児童相談運営事業・家庭児童相談事業	子ども特別対策推進員及び家庭児童相談員が関係機関等と連携し相談を行う。
			要保護児童対策地域協議会運営	要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等と情報交換・連携・協力を行う。
			子育て支援短期入所事業	保護者の疾病、その他の理由により家庭において、児童の養育が一時的に困難となった場合、当該児童を一時的に児童養護施設等に入所させ養育する。
			チャイルドライン支援事業	子どもに寄り添う電話、チャイルドラインを運営する団体を支援し、補助金を交付する。
			利用者支援事業	保護者が教育・保育施設や各種子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報提供や相談助言等を行う。
			児童館午前中開放事業	小学生が利用しない平日の午前中に、親子で遊び、子育てに関する情報交換・交流の場とし児童館を開放する。
			児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。
			助産施設入所制度事業	経済的な理由により出産困難な妊産婦に対して施設入所による助産
			児童手当支給事業	家庭等における生活の安定への寄与と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している方に手当を支給

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
4(8)7(1)7(2) 7(3)7(13) 7(17)	一般就労への準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図る。	実施中	—	—
3(1)4(8)7(1) 7(2)7(3) 7(13)7(17)	公共施設等、定期巡回により、路上生活者を把握し、適切な支援先に繋ぐ。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(2) 7(3)7(13) 7(17)	生活困窮者、児童扶養手当受給者を対象に、就労支援を関係機関と連携し実施する。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(2) 7(3)7(13) 7(17)	就労可能と判断する被保護者を対象に、自立活動確認書に基づく就労支援を関係機関と連携し実施する。	実施中	—	—
4(8)4(12)7(1) 7(17)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(19)	子育て中の母子の孤立化を防ぐ為の事業の充実と周知	実施中	—	—
7(1)7(19)	「社会人」になるための大切な乳幼児期の親子のかかわりをサポートする。	実施中	—	—
4(8)4(10)7(1)	家庭児童相談員を兼務している全児童館長がゲートキーパー養成講座を受講する。	平成32年度～	平成34年度	全児童館長
4(8)4(10)7(1) 7(12)	児童相談所等との連携を図り、被虐待児の適切な保護・支援を行う。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(12)	市ホームページなどで制度の周知を図る。	実施中	—	—
10(1)11(2)	運営団体への支援を行う。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(19)	相談者の来所が困難な場合やハイリスク家庭の場合は家庭訪問等のアウトリーチ型支援を併用する。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(19)	就学前児童のいる世帯に対しチラシや市ホームページなどで積極的に事業の周知を行う。	実施中	—	—
4(8)6(1)7(1) 7(13)7(14)	ひとり親家庭等へ支援を行う。	実施中	—	—
4(8)7(1)7(14) 7(15)7(17) 7(19)	市ホームページなどで制度の周知を図る。	実施中	—	—
4(8)6(1)7(1) 7(12)7(13) 7(14)7(17)	未申請者に対する申請勧奨と申請者へ子育て支援事業についてのチラシ配布する。	実施中	—	—

担当部	担当課	担当係	取組	内容
福祉部	子育て支援課	保育係	保育の実施（公私立保育園）	市内にある保育園（公立15園、私立9園）での保育の実施
			多子世帯の保育料軽減	多子世帯の子育てに要する経済的負担を軽減し、第3子以降の子の保育所等保育料を無料とする。
	高齢者福祉課	高齢者事業係	長寿お祝い事業	生きがい対策として市長が100歳以上の高齢者宅を訪問し、長寿をお祝いする。
			米寿お祝い事業	生きがい対策として88歳の高齢者の方に祝品等を贈呈し米寿をお祝いする。
			シルバー人材センター運営事業	生きがい対策として高齢者の就業機会を確保するための支援を行う。
			在日外国人高齢者障害者特別給付金支給事業	国民年金の対象とならない在日外国人高齢者に給付金を支給する。
			敬老会補助事業	各地区で開催される敬老会に対し補助をする。
			老人クラブ活動助成事業	生きがい対策として老人クラブ活動に対し助成・支援を行う。
			老人福祉センター運営事業	高齢者の生きがい対策の拠点である老人福祉センターの運営支援等を行う。
			介護予防施設運営事業	浅科生きがい活動支援センター、春日交流センター、望月生きがいセンター、シルバーサロン等介護予防施設の運営を行う。
			高齢者実態調査事業	各種福祉施策に役立てるため、民生児童委員の協力のもと、65歳以上の高齢者等の実態把握を行う。
			高齢者外出支援サービス事業	概ね65歳以上の低所得世帯の高齢者等であって、公共交通機関を利用することが困難な方に、通院等のための移送サービスの支援を行う。
			家庭ごみ収集支援事業	概ね65歳以上の高齢世帯及び身体的機能低下により、家庭ごみの搬出が困難な世帯に対し、家庭ごみの収集支援を行う。
			高齢者男性料理教室事業（福祉基金活用事業）	男性のひとり暮らし高齢者等に栄養面の配慮、交流の場として料理教室を開催する。
			生活管理指導短期宿泊事業ショートステイ	介護保険の対象とならないが、概ね65歳以上で援助が必要な高齢者を、養護老人ホームに短期間入所をさせ生活の支援を行う。
			あいとぴあ臼田ショートステイ事業	概ね65歳以上の虚弱高齢者等に短期入所サービスを提供し、閉じこもり防止や在宅介護の支援を行う。
			高齢者生活支援ハウス運営事業	居宅において生活することに不安のある高齢者に対して入所サービスを提供する。
			ひとり暮らし高齢者給食サービス事業（福祉基金活用事業）	栄養のバランスや季節感等を配慮した食事を提供し、安否確認や地域との交流を図る。
			老人短期入所介護施設措置ショートステイ	虐待などやむをえない理由により要介護者を緊急避難措置として、特別養護老人ホーム等に短期入所措置を行う。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
2(3)4(10)7(1)	保護者面談や、登・降園時において状況把握を行えるよう、保育士がゲートキーパー養成講座を受講する。	平成31年度～準備 平成32年度～開始	平成34年度	常勤保育士の50%
4(8)6(1)7(1) 7(12)7(13) 7(14)7(17)	制度の周知を図る。	実施中	—	—
4(12)7(1) 7(10)8(5)	継続実施	実施中	—	—
4(12)7(1) 7(10)8(5)	継続実施	実施中	—	—
4(10)5(2) 10(2)	継続実施	実施中	—	—
7(1)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(19)	継続実施	実施中	—	—
5(2)7(19)	継続実施	実施中	—	—
5(2)	継続実施	実施中	—	—
4(6)5(2) 7(19)	継続実施	実施中	—	—
3(1)	継続実施	実施中	—	—
4(10)7(1)	サービス利用に当たり調査を行うため、窓口対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	窓口職員100%受講
4(10)7(1)	サービス利用に当たり調査を行うため、窓口対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	窓口職員100%受講
5(2)7(1) 7(19)	継続実施	実施中	—	—
4(6)7(1) 7(19)	入所施設の職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	入所施設従事者 50%受講
4(6)7(1) 7(19)	入所施設の職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	入所施設従事者 50%受講
4(6)7(1) 7(19)	入所施設の職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	入所施設従事者 50%受講
7(1)7(19)	継続実施	実施中	—	—
4(6)7(1) 7(19)	入所施設の職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	入所施設従事者 50%受講

担当部	担当課	担当係	取組	内容
福祉部	高齢者福祉課	高齢者事業係	ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に緊急時における援護を迅速に行うため通報装置を設置し、安心して生活できる環境を整備する。
			日常生活用具貸与事業	高齢者の福祉向上を図るため、車イス・ベッド等の貸与を行う。
			馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業	馬坂・広川原地域の高齢者に訪問介護サービスを提供する事業者に助成を行う。
			馬坂・広川原福祉バス運行事業	交通手段の確保困難な馬坂・広川原地区の高齢者に対し、運行サービスを行う。
			要援護高齢者福祉施設入所措置（養護）	環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置を行う。
			ひとり暮らし高齢者等住宅補修等整備事業	ひとり暮らし等の高齢者の軽微な住宅補修（雨漏り等）をボランティアにより実施する。
			高齢者にやさしい住宅改良促進事業	要援護高齢者が在宅で自立した生活が続けられるよう住宅の改修の補助を行う。
			高齢者訪問理美容サービス助成事業	概ね65歳以上の市民税非課税世帯の在宅高齢者のうち、要介護3以上の認定を受け、理美容店に出向くことが困難な方に対し、市内理美容業者が居宅を訪問し理美容サービスを行う。 市は、理美容業者に対し出張経費の助成を行う。
			ひとり暮らし高齢者等声かけ運動	新聞販売店等から情報の提供をいただき、高齢者の安否確認や訪問指導を行う。
			あいとぴあ臼田運営事業	地域の総合福祉施設及びふれあいの拠点として、住民の福祉の増進と意識の高揚を図る施設として運営を行う。
			望月総合支援センター運営事業	総合福祉施設として、住民の福祉の増進と意識の高揚を図る施設として運営を行う。
			介護用品給付事業	要介護認定者を在宅で介護している低所得の家族に対して、紙オムツなどの介護用品を給付し、介護者の生活の支援を行う。
			住宅改修支援事業	介護保険サービスのケアプランを作成していない要介護認定者が、住宅改修を行う場合に申請のための理由書を作成する経費の助成を行う。
			認知症はいかい高齢者家族支援サービス事業	はいかいのある高齢者の生命の安全と早期発見のため、安全服の貸し出しや行方不明になった場合、ＧＰＳシステムを活用し、早期発見ができるよう初期費用の一部を補助する。
		高齢者支援係	特別養護老人ホーム運営事業	要介護認定で要介護3以上を受けた常時介護を要する高齢者の入所施設として公設民営の特別養護老人ホーム(シルバーランドみつい、シルバーランドきしの、結いの家)の運営を行う。
			みすず苑運営事業	要介護者に対し看護、介護及び機能訓練その他の必要な日常生活上の世話を行う介護老人保健施設の運営を行う。
			要援護高齢者訪問・相談・指導事業	保健師などによる介護方法や生活支援等の相談指導を行う。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
7(1)7(19)	継続実施	実施中	—	—
7(1)	継続実施	実施中	—	—
7(1)	継続実施	実施中	—	—
7(1)	継続実施	実施中	—	—
4(6)7(1)	入所施設の職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	入所施設従事者 50%受講
4(10)7(1)	継続実施	実施中	—	—
7(1)	継続実施	実施中	—	—
4(10)5(2) 7(1)10(2)	継続実施	実施中	—	—
4(10)5(2) 7(1)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(19)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(19)	継続実施	実施中	—	—
4(12)7(1) 7(10)	窓口対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	窓口職員100%受講
4(12)7(1)	継続実施	実施中	—	—
4(12)7(10)	窓口対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	窓口職員100%受講
4(6)7(1)	入所受付事務を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	入所受付事務職員 50%受講
4(6)7(1)	継続実施	実施中	—	—
4(12) 7(1)7(10)	継続実施	実施中	—	—

担当部	担当課	担当係	取組	内容
福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	介護予防・生活支援サービス事業（通所型現行サービス）	要支援者や事業対象者に対し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
			介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスA）	要支援者や事業対象者に対し、閉じこもり予防や自立支援に資するサービスを提供する。（現行サービスに係る基準よりも緩和したサービス）
			介護予防・生活支援サービス事業（訪問型現行サービス）	要支援者や事業対象者に対し、訪問介護員による介護予防のためのサービス（身体介護、生活援助）を提供する。
			介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスA）	要支援者や事業対象者に対し、自立に向けて掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する。（現行サービスに係る基準よりも緩和したサービス）
			介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスC）	要支援者や事業対象者に対し、保健・医療専門職（保健師・栄養士・歯科衛生士等）による短期集中予防サービス（生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等の実施）
			80歳おたっしゃ訪問指導事業	介護保険認定者等を除く80歳の高齢者に対して保健師等による訪問指導を行い、介護予防の取り組みや地域包括支援センターと連携した支援につなげる。
			75歳おたっしゃ訪問指導事業	介護保険認定者等を除く75歳の高齢者に対して保健師等による訪問指導を行い、介護予防の取り組みや地域包括支援センターと連携した支援につなげる。
			脳の健康度測定事業	高齢者の認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、要支援者等の把握や認知症予防の動機づけを行う。
			寝たきりゼロ運動推進事業	生活習慣や食生活の改善等の啓発を行い、介護予防活動を推進する。
			はつらつ音楽サロン事業	65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、歌や楽器演奏、交流を通して右脳を刺激し認知症の予防及び知識の普及啓発を推進する。
			転倒骨折予防事業	65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、転倒骨折予防を中心とした介護予防の知識の普及啓発の活動を推進する。
			お出かけリハビリテーション	公民館等にリハビリ専門職等が出向き、地域の高齢者が適切な運動やリハビリを受ける機会を提供する。
			はつらつ水中ウォーク事業	65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に水中運動を行い介護予防の活動を推進する。
			認知症予防相談・啓発事業	専門医等による講演を開催し、認知症についての正しい知識の普及・啓発を図り、広く市民意識の向上に努めることにより、認知症の早期発見・対応や予防意識の向上を図る。
			認知症高齢者音楽療法用テープ貸出し事業	認知症高齢者に対し音楽療法のテープを貸出し、家庭で音楽療法を実施する。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
4(6)4(12) 7(1)	事業所連絡会や合同連絡会議等で事業者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持ってもらうように促す。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	指定事業者の50%に啓発
4(6)4(12) 7(1)	事業所連絡会や合同連絡会議等で事業者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持ってもらうように促す。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	指定事業者の50%に啓発
4(6)4(12) 7(1)	事業所連絡会や合同連絡会議等で事業者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持ってもらうように促す。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	指定事業者の50%に啓発
4(6)4(12) 7(1)	事業所連絡会や合同連絡会議等で事業者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持ってもらうように促す。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	指定事業者の50%に啓発
4(6)4(12) 7(1)	対象者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、市民の方へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の100%啓発
4(6)4(12)6(6) 7(1)	対象者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、市民の方へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の100%啓発
4(6)4(12)6(6) 7(1)	対象者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、市民の方へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の100%啓発
4(6)7(1)	対象者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、市民の方へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の100%啓発
4(6)4(12)7(1)	継続実施	実施中	—	—
4(6)7(1)7(19)	対象者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、市民の方へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の80%啓発
4(6)7(1)7(19)	合同連絡会議にて、事業者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持つように促す。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	指定事業者の100%に啓発
4(6)7(1)7(19)	サロン等へ出向いた際に、自殺対策についてのチラシを配布し、市民の方へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	実施会場の50%に啓発
4(6)7(1)7(19)	合同連絡会議にて、事業者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持つように促す。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	指定事業者の100%に啓発
2(3)2(4)5(2) 7(1)	講演会参加者に自殺対策についてのチラシを配布し啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の100%啓発
5(2)	継続実施	実施中	—	—

担当部	担当課	担当係	取組	内容
福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	健康長寿体操推進事業	高齢者健康づくりの一環として、健康長寿体操の啓発を図る。また、健康長寿体操の習慣化を進めるため、DVDやCDを貸し出し、普及活動を推進する。
			健康教育・相談事業	介護予防の知識の普及のため、各公民館等において、介護予防教室及び相談を行い、健康維持を図る。
			栄養改善教室事業	栄養士による栄養改善教室を、ぴんころ長寿いろはカルタ等の媒体を活用し行う。
			介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）	介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実施される基盤づくりのため、介護予防の実践に関係した運動や栄養などの講座を開催する。
			地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターが中核となり、各種福祉サービスの調整を図る。
			地域包括支援センター運営協議会事業	地域包括支援センターの設置・運営に関する協議調整、及び、地域包括ケアの基盤整備（生活支援体制整備）や地域の関係者間のネットワーク構築等を行う。
			在宅医療・介護の連携体制推進事業	医療介護連携推進協議会の設置や市民公開講座を開催し、地域の医療と介護の課題を抽出しながら、市民が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指す。
			生活支援体制整備事業	軽度の支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが提供される体制を整えるために、各地域包括支援センター毎に生活支援コーディネーターを配置するとともに、情報共有・連携強化の場として協議体を設置する。
			認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	認知症高齢者並びに虐待に対する地域支援体制づくりを行う。
			認知症初期集中支援事業	40歳以上の方で自宅で生活をしており認知症が疑われる方や認知症の方で、病院に通っていない介護サービスを使っていない方を対象に、ご本人やご家族を訪問し、病院受診や介護サービス利用、家族へのサポートなど初期の支援を集中的に行う。
			認知症地域支援推進員配置事業	認知症の方及び家族の方に対して、適切なサービスを提供できるよう支援する専門職員として配置し、医療と介護との連携を図る。 認知症専門医を嘱託医として配置し、認知症に関する専門的知識を生かした助言、指導等を行う。
			地域ケア会議推進事業	市と地域包括支援センターが連携・協働し、地域ケア会議の円滑な実施に向けた環境を整備
			介護給付費適正化事業	介護サービスが適正に提供されているか検証するため、ケアプランの点検、施設等への介護相談員の派遣及び必要に応じ住宅改修の現地調査を行う。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
5(2)	サロン等参加時に、自殺対策についてのチラシを配布し、参加者へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	参加者の50%啓発
2(3)2(4)4(6)5(2)7(1)	対象者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、参加者へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の50%啓発
4(6)4(12)7(1)	サロン等へ出向いた際に、自殺対策についてのチラシを配布し、参加者へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	参加者の50%啓発
4(6)4(7)5(2)7(1)	対象者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、参加者へ啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者の80%啓発
4(6)6(1)7(10)7(18)10(2)	地域包括支援支援センター職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらい、自殺対策の視点を持って高齢者及び、その家族への支援を行ってもらう。	平成30年度～開始	平成33年度	包括支援センター職員100%受講
4(6)7(10)10(2)	地域包括支援センターが適切に設置・運営されるように協議調整を行い、市民生活向上に努める。	実施中	期限なし	なし
3(3)4(6)6(1)7(10)10(2)	地域の医療・介護福祉関係者の連携により、様々なサービス、体制づくりの機会となるため、自殺者の実態や現状を周知し、自殺対策の啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	医療介護連携推進協議会で自殺者の実態や現状の報告機会を１回以上設ける
3(3)4(6)6(1)7(10)7(18)10(2)	地域包括支援支援センター職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらい、自殺対策の視点を持って高齢者及び、その家族への支援を行ってもらう。	平成30年度～開始	平成33年度	包括支援センター職員100%受講
3(3)4(6)6(1)7(10)7(18)10(2)	ネットワーク事業に係わる委員に高齢者の自殺の現状について情報提供をする。	平成30年度～開始	—	—
3(3)4(6)6(1)7(10)7(18)10(2)	対象者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持って対応する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者100%
4(6)4(12)6(3)7(10)7(18)	対象者に対し、自殺対策の啓発を行い、ゲートキーパーの視点を持って対応する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	対象者100%
3(3)4(6)7(18)	地域ケア会議出席者に自殺対策についてのチラシを配布し啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	出席者100%
4(6)7(1)	継続実施	実施中	—	—

担当部	担当課	担当係	取組	内容
福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	家庭介護者支援・交流事業	家庭介護者や近隣の援助者等を対象に、介護の負担を軽減するため、介護相談・介護者同士の交流を図る。
			認知症介護者支援事業（オレンジカフェ座談会）	認知症高齢者を介護されている家族・認知症の方ご本人を対象に介護相談や介護者同士の交流を図る。
			若年性認知症の人と家族の交流会（オレンジカフェ座談会）	若年性認知症の方とご家族の外出の機会を確保し、精神的負担を軽減するため、交流会を実施する。
			成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者であって、かつ身寄りがない高齢者に対し、市が老人福祉法の規程に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求等の支援を行う。
			権利擁護相談事業	司法書士による、成年後見制度利用・多重債務・高齢者虐待等、権利擁護に関する相談を行う。
			認知症サポーター等養成事業	地域や職域において、認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族を支援する地域づくりを推進する。
			高齢者緊急時あんしん情報提供事業	高齢者実態調査の情報を基に、消防署での緊急対応及び災害予防活動に活かすための情報共有事業
		介護保険資格係	障害者控除対象者認定	障害者手帳（身体・療育）の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障害者または知的障害者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められるものには認定書を交付
			特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度額）	低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費を利用者負担段階に応じた負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から支給される。
			佐久市介護保険利用者負担援護事業	特に生計を維持することが困難な低所得者が介護保険法の対象サービスを利用した場合に、介護保険利用者負担援護金を支給することにより、当該生計の維持が困難な者の負担を軽減し、福祉の増進をはかる。
			介護保険料納付相談	介護保険料の納付に関する相談を行う。
		介護保険給付係	佐久市居宅介護支援事業者連絡協議会	居宅介護支援事業の円滑な運営を行うため、居宅介護支援事業者としての資質及びサービス向上を目的として研修を実施する。
経済部	商工振興課	商工業支援係	労働等に関する相談機関の紹介	長野労働局やハローワーク、長野県東信労政事務所等、専門の相談員による労働相談窓口の情報提供
			若者等の就労支援	学生から40代前半くらいまでの若年層を対象とする国や県の就労相談窓口の紹介や、市主催の就職面接会の開催等により、若者等の就労支援を行う。
			ワークライフバランスの推進	市のホームページ等により「ワークライフバランス」の周知を行う。
			市内企業の自殺防止に対する意識啓発	佐久職業安定協会や佐久市勤労者互助会の会員等市内企業へチラシやリーフレットを配布することで、事業主の意識啓発を図るとともに、従業員の自殺防止に繋げる。
建設部	建築住宅課	住宅係	市営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給する。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
4(6)4(12)7(1) 7(10)	参加者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	参加者100%
4(12)7(1) 7(10)7(19)	参加者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	参加者100%
4(12)7(1) 7(10)7(19)	参加者に対し、自殺対策についてのチラシを配布し、啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	参加者100%
4(6)4(12)7(1)	成年後見制度が適切に利用できるよう、事業を継続実施する。	実施中	—	—
4(12)7(1)	高齢者の権利が擁護されるよう事業を継続実施する。	実施中	—	—
4(10)5(2)7(1)	認知症サポーター養成講座参加者に自殺対策についてのチラシを配布し啓発を行う。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	参加者100%
4(9)7(1)10(2)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(13)	継続実施	実施中	—	—
7(1)	窓口対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	窓口職員50%受講
7(1)7(10) 7(13)	介護事業所職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	介護事業所従事者 50%受講
7(1)7(13)	納付相談を行う職員がゲートキーパー研修を受講する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成32年度	納付相談職員 50%受講
4(6)7(18) 10(3)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(18) 10(2)	継続実施	実施中	—	—
4(12)7(1) 7(11)11(5) 11(6)	継続実施	実施中	—	—
2(3)5(1)7(1) 12(1)12(2)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(4)	会員企業に対して、自殺予防のチラシやリーフレットを配布する。	平成30年度～準備 平成31年度～開始	平成31年度	市内企業200社へ 通知
7(13)	自殺予防対策関連のチラシやポスターを市営住宅団地内の掲示板等に掲示し、入居者に相談先の周知を図る。	平成30年度～開始	—	—

担当部	担当課	担当係	取組	内容
臼田支所・浅科支所・望月支所			支所における各種相談	支所はその地域に住む市民にとってより身近な場所であり、利用頻度が高い。職員同士の連携が取りやすいという利点を生かし、市民の相談・困りごとに対し、スムーズに適切な担当へつなげる。
浅間総合病院	総務課	総務係	医療型短期入所事業	在宅において重症心身障害児（者）の介護をしている方が、介護の疲れを癒したいとき、また、旅行や冠婚葬祭などで介護できないときに、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）をお預かりし、介護を行う。
学校教育部	学校教育課	学務係	スクールメンタルアドバイザー	不登校、いじめ、学習からの避難等 保護者や学校からの要請により、悩みの多い児童生徒に関わる支援、助言や学校訪問
			コスモス相談業務	スクールメンタルアドバイザーおよび就学支援委員会専門員により、いじめや不登校など学校生活全般に関することや、特別な支援を必要とする児童生徒の就学に関し、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな相談を行う。
			チャレンジ教室　佐久市チャレンジ教室～ふれあい登校支援～事業	市で設置している中間教室。適応指導員を２名配置しており、学校へ登校することが困難な児童生徒のに対し、集団に適応することができるための支援や学習指導、教育相談等、きめ細かな対応を行う。
			ハートフルフレンド事業	不登校児童生徒等に対し家庭訪問等を行い、会話や遊びなど通じて、児童生徒との友好関係を築き、児童生徒が学校へ登校できるためのきっかけづくりをする。
			児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用	全小中学校で実施。児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級運営や授業を改善する。
			不登校等連絡対策協議会の開催	小中学校校長や医師、その他識見を有する者からなる10人の委員によって構成され、市内の小・中学校における不登校、いじめ等の問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的活動を行い、全市一体となって問題解決を図る。
			いじめ不登校等担当者会の開催	佐久市立小中学校のいじめ不登校等担当の教員が集まり、会を通して情報共有を行う。
			市立小中学校ストレスチェック事業	平成27年12月から施行された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度が導入されたことに伴い、メンタルヘルス不調の未然防止のため、市立小中学校職員に対し、ストレスチェック診断を行う。
			就学援助費と特別支援就学奨励費に関する事務	・経済的理由により就学困難な児童・生徒に給食費・学用品費等の費用を補助 ・特別支援学級在籍者、通級者等に対し、就学奨励費の補助
			心身の健康づくり推進事業	教職員を対象としたゲートキーパー研修を実施する。
社会教育部	生涯学習課	青少年係	青少年育成事業	子どもを身近で支える家庭、学校、地域、青少年関係団体が一堂に会して、青少年の健全育成について考える佐久市青少年健全育成市民集会を開催している。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
7(1)	普段から職員同士の連携を密にし、市民のニーズにスムーズに対応できるようにする。	平成30年度～開始	—	—
4(8)4(12)7(1) 7(17)	継続実施	実施中	—	—
4(4)11(1) 11(2)	継続実施	実施中	—	—
4(4)4(12) 7(17)11(1) 11(2)	継続実施	実施中	—	—
4(4)11(2)	継続実施	実施中	—	—
4(4)4(12) 11(2)	継続実施	実施中	—	—
3(7)	継続実施	実施中	—	—
5(3) 7(11)11(1) 11(2)	継続実施	実施中	—	—
5(3) 7(11)11(1) 11(2)	継続実施	実施中	—	—
2(2)4(4)4(11) 5(1)5(3)11(3) 12(2)	継続実施	実施中	—	—
7(13)7(14) 11(2)	継続実施	実施中	—	—
4(4)5(3)	継続実施	実施中	—	—
2(3)3(4)10(2)	集会来場者に自殺防止関連のパンフレット等を配布する。	平成30年度～準備 平成30年度～開始	平成30年度	来場者 150 名(予定数)に配布

担当部	担当課	担当係	取組	内容
社会教育部	生涯学習課	青少年係	青少年補導事業	専門補導員による少年相談活動をしている。
	中央公民館	公民館係	市民ふれあい学級	私たちの暮らしに必要な知識や教養を高め、人と人とのふれあいを深める。
	中央図書館	図書館係	自殺防止の特設コーナー設置	自殺防止強化月間中、関連資料について特設コーナーを設置し、自殺防止に繋げる。
			図書館の管理事業	図書館の管理・運営

団体名	事業名	事業内容
（一社）佐久医師会	専門医や専門病院への紹介・連携	かかりつけ医受診時に精神的な症状があった場合、必要時専門医や専門病院に紹介する。
（一社）佐久薬剤師会	学校薬剤師	薬物乱用など啓発活動
	健康相談	薬にかかわらず医療・介護・福祉などの相談を受け付けている。（各薬局）
	おくすり相談会	薬局外での講演活動・健康相談
	かかりつけ薬剤師	飲食物・アルコールや家庭薬も合わせた管理・相談を継続的に行う。
佐久総合病院	外来診療	精神科医による診察
	精神科デイケア	自宅等から日中デイケアに通って日中活動を行うとともに、スキルアップを目指していく。
	精神科訪問看護	自宅等に看護師が訪問し、精神症状の観察、相談助言、主治医との密接な連携を図る。
長野県弁護士会 佐久在住会	長野県健康福祉部主催の「くらしと健康の相談会」に法律相談の担当として参加	同相談会において、弁護士による法律相談と保健師による健康相談を実施している。
	クレサラ（多重債務）無料法律相談	長野県弁護士会佐久在住会は、消費者金融から借り入れなどの多重債務問題に関する無料の法律相談枠（毎週金曜日の午前中。1人30分以内。）を設置している。
佐久商工会議所	東信ビジネスリレーセンター佐久相談所	事業の引き継ぎに関する事前の準備やフォローに関する相談・指導
	経営相談事業	商工会議所経営支援員並びに専門相談員による融資、法律、税務、経営等の相談・指導
労働者福祉協議会 ジョブながのライフサポートセンター佐久	就労困難者の就労支援	高齢者・障がい者（身体、知的、精神）等の就労支援
	生活困窮者緊急支援	生活福祉資金等受給開始までの緊急小口資金
	くらし・なんでも相談	くらし・なんでも相談（ほっとダイヤル無料）
NPO法人ウィズハートさく	研修講師の派遣	市町村や関係諸機関の開催するゲートキーパー講座等へ、専門講師を派遣する。
	精神保健福祉に関する講座の開催	一般住民向けの精神保健福祉講座の開催
	障害者相談支援センター業務の委託	精神障害者コーディネーター業務を受託し、精神障がい者の総合相談及び生活支援に携わる。
	障害者自立生活支援センター運営事業の委託	障がい者の自立支援のための相談、講座や教室などを行う。

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
2(3)9(4)10(2) 11(4)	３名の専門補導員がゲートキーパー養成研修会を受講し、少年相談活動に活かす。	平成30年度～準備 平成30年度～開始	平成30年度	専門補導員　３名
5(2)7(19)	継続実施	実施中	—	—
2(1)7(1)7(3)	引き続き月間中に特設コーナーを設置し、チラシやポスターを設置する。	実施中	—	—
7(19)	継続実施	実施中	—	—
大綱の項目	**今後できること**	**準備開始年度 実施開始年度**	**目標年度**	**数値目標**
6(1)6(4)	継続実施	実施中	—	—
5(3)11(2) (4)	継続実施	実施中	—	—
2(1)2(3)2(4) 5(2)5(7)5(8) 7(1)8(3)	継続実施	実施中	—	—
8(3)	継続実施	実施中	—	—
7(19)	継続実施	実施中	—	—
6(1)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(2)7(5) 7(13)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(2)	継続実施	実施中	—	—
4(8)7(1)7(4)	継続実施	実施中	—	—
4(8)7(1)7(4)	継続実施	実施中	—	—
4(8)7(1)7(3) 7(11)7(13) 11(5)	自殺予防週間と自殺対策強化月間に事務所内にチラシ及びポスターを設置する。	平成30年度～開始	—	—
4(8)7(1)7(17)				
4(8)7(1)7(17)				
4(5)4(10)5(2) 10(1)	継続実施	実施中	—	—
2(3)2(4)5(2)	継続実施	実施中	—	—
6(1)6(7)7(1) 7(17)	継続実施	実施中	—	—
5(2)6(1)6(7) 7(1)7(19)	継続実施	実施中	—	—

団体名	事業名	事業内容
NPO法人ウィズハートさく	障害福祉サービスの運営	精神障害者の方たちが利用できる障害福祉サービスを運営し、福祉専門職等による支援提供を行っている。
	精神障がい当事者の活動支援	精神障がい当事者の社会参加、活動を支援するため、毎月1回つどいの場や行事を開催
	職員向けメンタルケア	職場内でいつでも相談できる環境づくりと、職員を対象とした心の健康についての学習の機会づくり
佐久市保護司会	社会を明るくする運動	小中学生に作文応募依頼
	人権同和講演会	佐久市内中学校にて講演会
佐久市社会福祉協議会	生活福祉基金の貸付	県社協の委託を受けて、緊急小口資金や教育支援資金、就労するまでの生活費等の貸付窓口業務を行う。
	ふれあいいきいきサロン事業	地区集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、区単位サロン（お茶飲み会）の開催
	安心コール事業	ひとり暮らし高齢者等に、孤独感の解消や安否確認を目的に電話による声掛けを行う。
	お元気レター事業	ひとり暮らし高齢者等に、絵手紙を送付し、孤独感の解消を図る。
	心配ごと相談所開設事業	市民の抱える諸問題や心配ごと等の相談事業を行う。
	日常生活自立支援事業	県社協より委託を受けて、高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する。
	成年後見支援事業	佐久広域連合より委託を受けて、精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度の相談支援事業
	助っ人養成講座	ファミリーサポートの事業を遂行する、育児支援助っ人、介護助っ人を養成する講座を開催し、人材の育成に努める。
	ファミリーサポート事業「ほっと・ホット」	子育て中の家族等を対象に、冠婚葬祭や病気治療のための通院の際、一時預かりなどの育児支援。介護支援として家事援助等を必要とされる家族や本人のため支援を行う。
佐久市民生児童委員協議会	福祉部福祉課地域福祉係（民生児童委員による、地域における相談・支援等の実施）参照	
佐久市保健補導員会	市民健康部健康づくり推進課健康増進係（保健補導員ブロック研修会）参照	
佐久保健福祉事務所	精神保健福祉相談	精神科医による心の相談
	くらしと健康の相談会	保健師による問診・健康相談 弁護士による法律相談 関係機関職員による生活相談・就業相談
	ゲートキーパー関連研修（出前講座）	希望する団体等に対し、ゲートキーパー等に関する出前講座を実施
	思春期相談	児童精神科医による心の相談
	自死遺族交流会	自死遺族の交流会

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
5(2)6(1)6(7) 7(1)7(17) 7(19)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(19)	継続実施	実施中	—	—
4(5)5(1)	継続実施	実施中	—	—
5(2)	継続実施	実施中	—	—
5(3)	継続実施	実施中	—	—
7(3)7(13)	継続実施	実施中	—	—
5(2)5(19)	継続実施	実施中	—	—
5(2)	継続実施	実施中	—	—
5(2)	継続実施	実施中	—	—
4(8)7(1)	継続実施	実施中	—	—
4(8)5(2)	継続実施	実施中	—	—
4(8)5(2)	継続実施	実施中	—	—
4(10)7(1)	継続実施	実施中	—	—
4(10)7(1)	継続実施	実施中	—	—
P70、71 参照				
P66、67 参照				
6(1)6(6)6(7) 7(1)	継続実施	実施中	—	—
7(1)7(2)7(5) 7(13)	継続実施	実施中	—	—
4(5)4(10)	継続実施	実施中	—	—
6(5)6(7)	継続実施	実施中	—	—
4(9)9(1)	継続実施	実施中	—	—

団体名	事業名	事業内容
ハローワーク佐久	専門家による心の健康相談	就職に対する様々な心理的不安や悩みを抱える方を対象に臨床心理士によるアドバイスを実施（一般求職者向け）。県下では松本、上田、伊那、篠ノ井、佐久の５ヶ所のハローワークで実施
	心配ごと・悩みごと相談	心配ごとや悩みごとを抱えている方、または精神科や心療内科を受診している方で就職活動をされている方について精神保健福祉士がお話をお聞きします。県下のハローワークでも実施している所もあり。
東信労政事務所	特別労働相談 勤労者心の相談室(陽だまりプレース)	産業カウンセラーが労働者本人、その家族及び会社関係者からの心の相談に対して、専門的な助言等にあたる。
	労働相談事業	労使関係の安定と適正な労働条件の確保を図るための労働相談に対応する。
	労働教育講座	労使問題や社会経済の状況などについての知識を幅広く学んでいただくため、地区労働フォーラムや心の健康づくりフォーラムなど各種労働教育講座を開催
佐久警察署	警察安全相談	安全相談の受理 関係機関の教示
	少年のいじめ対策	相談の受理 関係機関と連携した対応
佐久消防署	自殺事案の救急出動	救急現場における自殺事案の情報を共通し把握することで支援することができる。
佐久市教育委員会	学校教育部学校教育課学務係（スクールメンタルアドバイザー、コスモス相談業務、チャレンジ教室事業、ハートフルフレンド事業）参照	
長野県・佐久市生活就労支援センター“まいさぽ佐久”	生活や仕事での悩み事相談事業	失業、引きこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気、両親の介護、障害等により、生活に困っている方に対し、一緒に問題解決の方法を考えていきます。
佐久市議会	議会報告会・語ろう会	市民を対象に議会報告や意見交換等を行う。
	議員研修会	議会研修会
	市民相談	市民相談

大綱の項目	今後できること	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値目標
4(8)7(1)7(3) 7(13)	ハローワーク利用者に対するリーフレットの配布	平成30年度～開始	平成34年度	雇用保険受給者へは100%配布
4(8)6(1)7(1) 7(3)	ハローワーク利用者に対するリーフレットの配布	平成30年度～開始	平成34年度	雇用保険受給者へは100%配布
4(8)5(1)7(1) 7(3)7(4)12(1) 12(2)12(3)	５月～３月に長野県佐久合同庁舎で月１回実施している。	平成30年度～開始	―	―
4(8)5(1)7(1) 7(3)7(4)12(1) 12(2)12(3)	来所相談のほか、電話や電子メールによる労働相談に応じている。	平成30年度～開始	―	―
2(3)5(1) 12(1)12(2) 12(3)	働き方改革や、様々な職場におけるハラスメント、メンタルヘルスなど時宜に合った労働問題をテーマにした講演会を開催する。	平成30年度～開始	―	―
4(9)7(1)8(3) 8(5)	継続実施	実施中	―	―
7(1)11(1)	継続実施	実施中	―	―
4(9)8(3)8(5)	自殺事案の情報を関係機関に提供及び共有することで、支援やケアを受けさせることに繋げる。	平成30年度～開始	―	―
P86、87 参照				
4(8)7(1)7(3) 7(11)7(13) 11(5)	自殺に関連した研修会等への参加及び関係機関との連携を図っていく。	実施中	―	―
3(4)	高校生との意見交換会を実施する。	平成29年度～準備 平成30年度～開始	平成30年度中	１回実施
4(10)	議員全員がゲートキーパー研修を受講する。	平成29年度～準備 平成30年度～開始	平成32年度末まで	１～２回実施
5(12)7(1)	継続実施	実施中	―	―

２　自殺対策基本法（平成２８年４月１日改正）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

３　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

４　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

５　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

３　国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条　国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条　国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

２　自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

３　国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

４　国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条　国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条　自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条　政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条　政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条　国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章　基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条　国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条　国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条　国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3　学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条　国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適

切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）
第十九条　国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）
第二十条　国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）
第二十一条　国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）
第二十二条　国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　自殺総合対策会議等
（設置及び所掌事務）
第二十三条　厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。
2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　自殺総合対策大綱の案を作成すること。
二　自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
三　前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）
第二十四条　会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
3　委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
4　会議に、幹事を置く。
5　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
6　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
7　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）
第二十五条　前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則　（平成１８年６月２１日法律第８５号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附　則　（平成二七年九月一一日法律第六六号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第六条　この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。
附　則　（平成二八年三月三〇日法律第一一号）　抄
（施行期日）
１　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

３　自殺総合対策大綱（平成２９年７月２５日閣議決定）

第１ 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成１８年１０月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきた。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年２万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第２ 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

平成１９年６月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成１０年の急増以降年間３万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成２２年以降７年連続して減少し、平成２７年には平成１０年の急増前以来の水準となった。自殺者数の内訳を見ると、この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、その人口１０万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著である。

しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成１０年以降おおむね横ばいであることに加えて、２０歳代や３０歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進７か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として２万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

＜地域レベルの実践的な取組をＰＤＣＡサイクルを通じて推進する＞

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、施行から１０年の節目に当たる平成２８年に基本法が改正され、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなった。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なＰＤＣＡサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

第３ 自殺総合対策の基本方針

１．生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決でき

る場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、促進要因が上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

２．関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

＜「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携＞

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図る

こと、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めるなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

＜精神保健医療福祉施策との連携＞

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、これら各施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めたとした地域に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

３．対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の３つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

１）個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

２）問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

３）法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

また、前項の自殺対策に係る３つのレベルの個別の施策は、

１）事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、

２）自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、

３）事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を

身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられる。

また、ＳＯＳの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

４．実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

平成２８年１０月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ２０人に１人が「最近１年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

＜マスメディアの自主的な取組への期待＞

また、マスメディアによる自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性もある。

このため、報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、自殺報道に関するガイドライン等を周知する。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるようマスメディアによる自主的な取組が推進されることを期待する。

５．地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

＜国＞

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なＰＤＣＡサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

＜地方公共団体＞

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

＜関係団体＞

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

＜民間団体＞

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

＜企業＞

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

＜国民＞

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰

かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

第４ 自殺総合対策における当面の重点施策

「第２ 自殺総合対策の基本的考え方」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、８つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することとする。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先的に推進すべきである。

１．地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

平成28年４月、基本法の改正により、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされたことを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

（１）地域自殺実態プロファイルの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。【厚生労働省】

（２）地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。【厚生労働省】

（３）地域自殺対策計画の策定等の支援

国は、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・推進を支援する。【厚生労働省】

（４）地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。【厚生労働省】

（５）地域自殺対策推進センターへの支援

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行うことができるよう、自殺総合対策推進センターによる研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。【厚生労働省】

（６）自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

２．国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

平成２８年４月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について新たに規定された。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

（１）自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法第７条に規定する自殺予防週間（９月１０日から１６日まで）及び自殺対策強化月間（３月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約３人に２人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省、関係府省】

（２）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に

向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

１８歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法・有害情報対策を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省】

（３）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、厚生労働省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより突発的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

（４）うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

３．自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

（１）自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に把握し、保健、医療、福祉、教育、労働等の領域における個別的対応や制度的改善を充実させるための調査や、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

自殺総合対策推進センターにおいては、自殺対策全体のＰＤＣＡサイクルの各段階の政策過程に必要な調査及び働きかけを通じて、自殺対策を実践するとともに、必要なデータや科学的エビデンスの収集のため、研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また、地方公共団体、関係団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等を施策にいかせるよう、情報の集約、提供等を進める。【厚生労働省】

（２）調査研究及び検証による成果の活用

国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

（３）先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう、自殺総合対策推進センターにおける、自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージなど必要な情報の提供（地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含む。）を推進する。【厚生労働省】

（４）子ども・若者の自殺等についての調査

児童生徒の自殺の特徴や傾向、背景や経緯などを分析しながら、児童生徒の自殺を防ぐ方策について調査研究を行う。【文部科学省】

また、児童生徒の自殺について、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進める。【文部科学省】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】

（５）死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」（平成２６年６月１３日閣議決定）に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【内閣府、厚生労働省】

地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進協議会及び保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第３３条の規定に基づく死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【内閣府、厚生労働省】

子どもの自殺例の実態把握に活用できるよう、先進地域においてすでに取り組みつつある子どもの全死亡例（自殺例を含む。）に対するチャイルドデスレビューを、全国的に推進する。【厚生労働省】

（６）うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の開発を進めるとともに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につながる学際的研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

（７）既存資料の利活用の促進

警察や消防が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保有する資料について地域自殺対策の推進にいかせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における証拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、政府横断組織として官民データ活用推進戦略会議の下に新たに置かれるＥＢＰＭ推進委員会（仮称）等と連携し、自殺対策に資する既存の政府統計ミクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方自治体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、自治体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその

分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及などを推進する。【総務省、厚生労働省】

４．自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約３人に１人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

（１）大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家などを養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

（２）自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携して課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

（３）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

（４）教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、ＳＯＳの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したＳＯＳについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性

的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

（５）地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。【厚生労働省】

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。【厚生労働省】

（６）介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

（７）民生委員・児童委員等への研修

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施する。【厚生労働省】

（８）社会的要因に関連する相談員の資質の向上

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

（９）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】

（10）様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師等業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

国民一人ひとりが、周りの人の異変に気づいた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。【厚生労働省】

（11）自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】

（12）家族や知人等を含めた支援者への支援

悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずにすむよう、これらの家族等に対する支援を推進する。【厚生労働省】

（13）研修資材の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資材の開発を推進するとともに、自殺総合対策推進センターにおける公的機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

５．心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

（１）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」（平成２９年３月２８日働き方改革実現会議決定）や「健康・医療戦略」（平成２６年７月２２日閣議決定）に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【厚生労働省、経済産業省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行う。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

（２）地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農村における高齢者福祉対策を推進するとともに、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

（３）学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がＳＯＳを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

（４）大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討、実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別・偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、

民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、平成２８年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備と人材育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するＤＰＡＴ隊員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の方策について、地方公共団体とＤＰＡＴを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。【厚生労働省】

６．適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

（１）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労働省】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

（２）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これら心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携体制の構築、診療報酬での取扱いを含めた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図る。【厚生労働省】

（３）精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域

の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

（４）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

（５）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

児童・小児に対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局など療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

（６）うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

（７）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、アルコール健康障害対策基本法等の関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の

医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行う。【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

（８）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】

重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けることができる看護師等を養成するなど、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

７．社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

（１）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、２４時間３６５日の無料電話相談（よりそいホットライン）を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）を設定し、引き続き当該相談電話を利用に供するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約３人に２人以上が当該相談電話について聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省】

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

（２）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

（３）失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

（４）経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁、経済産業省】

（５）法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。【法務省】

（６）危険な場所、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。【厚生労働省、国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁、厚生労働省】

（７）ＩＣＴを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時のため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやＳＮＳ上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への

訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ＩＣＴ（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

（８）インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報についてサイト管理者等への削除依頼を行う。【警察庁】

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省】

（９）インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】

また、インターネットにおける自殺予告サイトや電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

（10）介護者への支援の充実

高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。【厚生労働省】

（11）ひきこもりへの支援の充実

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

（12）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者において、ＰＴＳＤ等精神疾患の有病率が高い背景として、ＰＴＳＤ対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、科学的根拠に基づく対策の実施に必要な調査研究を行う。【厚生労働省】

（13）生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

（14）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

（15）妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや

育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、産後ケア事業の法律上の枠組みについて、今後の事業の実施状況等を踏まえ検討する。【厚生労働省】

（16）性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的指向や性同一性障害に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間３６５日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向や性自認についての不理解を背景としてパワーハラスメントが行われ得ることを都道府県労働局に配布するパワーハラスメント対策導入マニュアルにより周知を図るほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあり得ることについて、引き続き、周知を行う。【厚生労働省】

（17）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、ＦＡＸ、メール、ＳＮＳ等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやＳＮＳ上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ＩＣＴ（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

（18）関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することができるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体等に周知する。【厚生労働省】

（19）自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

（20）報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、世界保健機関の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に周知し、それらの活用を呼びかける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行う。【厚生労働省】

８．自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

救急施設に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関と地方公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実する。

（１）地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対する支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

（２）救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

（３）医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行うことにより、切れ

目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。さらに、この連携を促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（４）居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（５）家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどにより、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感の改善、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催する。【厚生労働省】

（６）学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺未遂があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

９．遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

（１）遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

（２）学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

（３）遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、自殺総合対策推進センターを中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題について、法的問題も含め検討する。【厚生労働省】

（４）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

（５）遺児等への支援

地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、平成28年４月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとするとされた。

（１）民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】

活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資材の開発や研修資材の開発支援、研修受講の支援などにより、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

（２）地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すととも

に、連携体制が円滑に機能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、消費者被害経験者等）の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

（３）民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

（４）民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、２０歳未満は平成１０年以降おおむね横ばいであり、２０歳代や３０歳代は他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、２８年４月、基本法の改正により、学校におけるＳＯＳの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、特に若者の自殺対策を更に推進する。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

（１）いじめを苦にした子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような２４時間の全国統一ダイヤル（24時間子供ＳＯＳダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権ＳＯ

Ｓミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦に自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

（２）学生・生徒等への支援の充実

１８歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】【再掲】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供ＳＯＳダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権ＳＯＳミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。【文部科学省】

高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文部科学省、厚生労働省】

（３）ＳＯＳの出し方に関する教育の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に

向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、ＳＯＳの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したＳＯＳについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

（４）子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

（５）若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携を強化したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（６）若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやＳＮＳ上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ＩＣＴも活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】【再掲】

（７）知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められているという事案（いわゆる「共倒れ」）も発生していると言われている。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

（１）長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革実行計画」を踏まえ、労働基準法を改正し、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を原則として、月４５時間、かつ、年３６０時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年７２０時間（＝月平均６０時間）とする。かつ、年７２０時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける。【厚生労働省】

加えて、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設ける。【厚生労

働省】

また、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を強化するとともに、小規模事業場や非正規雇用を含めた全ての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進する。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、企業向けの新たな労働時間の把握に関するガイドラインの周知を行う。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（２）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成２７年１２月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。【厚生労働省】【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【経済産業省、厚生労働省】【再掲】

（３）ハラスメント防止対策

パワーハラスメントの防止については、「働き方改革実行計画」において「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを踏まえ、有識者と労使関係者からなる検討会を開催し、職場のパワーハラスメントの実態や課題を把握するとともに、職場のパワーハラスメント対策の強化についての検討を行う。【厚生労働省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行う。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

第５ 自殺対策の数値目標

平成２８年４月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成３８年までに、自殺死亡率を２７年と比べて３０％以上減少させることとする。注）

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、その在り方も含めて数値目標を見直すものとする。

注）世界保健機関Mortality Database によれば、先進諸国の自殺死亡率は、フランス１５．１（２０１３）、米国１３．４（２０１４）、ドイツ１２．６（２０１４）、カナダ１１．３（２０１２）、英国７．５（２０１３）、イタリア７．２（２０１２）である。

平成２７年の自殺死亡率は１８．５であり、それを３０％以上減少させると１３．０以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（平成２９年推計）によると、平成３７年には約１億２３００万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約１万６０００人以下となる必要がある。

第６ 推進体制等

１．国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。

さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、自殺総合対策推進センターは、関係者が連携して自殺対策のＰＤＣＡサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がＰＤＣＡサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、あわせて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）を行う。

２．地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。

このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロファイルや政策パッケージを作成・提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターの設置と同センターにより管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域自殺対策計画の策定等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員が配置されるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これら地域における取組に民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

３．施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設け、効果的に自殺対策を推進する。

４．大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自

殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね５年を目途に見直しを行う。

４　佐久市自殺対策連絡協議会設置要綱

（設置）
第１条　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）の基本理念に基づき、本市における自殺対策を総合的に推進するため、佐久市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（任務）
第２条　協議会は、自殺対策の推進のために必要な事項について協議し、及び関係機関相互の連絡調整を行う。

（組織）
第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員２５人以内で組織する。
（１）識見を有する者
（２）民間団体の代表者又は職員
（３）関係行政機関の職員
（４）前３号に掲げるもののほか、市長が認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選出する。
２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、市民健康部健康づくり推進課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

５　佐久市自殺対策推進本部設置要領

（設置）
第１条　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）に基づき、佐久市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、佐久市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く

（所掌事務）
第２条　本部の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
（２）自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
（３）その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

（組織）
第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
２　本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
３　本部員は、副市長、教育長及び部長等の職にある者のうちから市長が任命する。

（本部長及び副本部長の職務）
第４条　本部長は、本部を代表し、本部を総理する。
２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。
２　本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。
（幹事）
第６条　本部に幹事を置く。
２　幹事は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。
３　幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
４　本部員の会議の準備その他必要があるときは、幹事をもって幹事会議を行う。
５　幹事は、各部等における自殺対策及び啓発活動を行うものとする。

（庶務）
第７条　本部の庶務は、市民健康部健康づくり推進課において処理する。

（その他）
第８条　この要領の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附則
この要領は、平成２９年５月８日から施行する。

６　佐久市自殺対策総合計画の策定経過

❖保健福祉審議会
　平成２９年　７月２１日（金）開催　諮問
　平成２９年　８月３０日（水）開催
　平成３０年　１月２４日（水）開催　答申

❖保健福祉審議会　保健部会
　平成２９年　８月３０日（水）開催
　平成２９年１０月１７日（火）開催
　平成２９年１１月１４日（火）開催
　平成３０年　１月２４日（水）開催

❖全員協議会
　平成２９年　８月２４日（木）開催

❖市民アンケート
　平成２９年　７月　５日～　８月　７日調査

❖パブリックコメントの実施
　平成２９年　９月　１日（金）～　９月１５日（金）　骨子案
　平成２９年１１月２７日（月）～１２月１１日（月）　素案

❖佐久市自殺対策連絡協議会
　平成２９年　７月２４日（月）開催
　平成２９年１０月　２日（月）開催
　平成３０年　２月２１日（水）開催

❖佐久市自殺対策推進本部会議
　平成２９年　６月１９日（月）開催
　平成２９年１２月２０日（水）開催

❖佐久市自殺対策推進本部幹事会議
　平成２９年　５月２２日（月）開催
　平成２９年１１月３０日（木）開催

❖佐久市自殺対策関係課連絡会議
　平成２９年　６月２７日（火）開催
　平成２９年　９月２７日（火）開催

❖佐久市自殺対策推進本部研修会
　平成２９年　８月２８日（月）開催
　平成３０年　１月３１日（水）開催

諮　問

２９佐健第１１８号
平成２９年７月２１日

佐久保健福祉審議会
会長　堀内　ふき　様

佐久市長　柳　田　清　二

佐久市自殺対策総合計画の策定について（諮問）

本市は、平成２８年度から平成３４年度を計画期間とする「第２次佐久市健康づくり２１計画」において、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上の中に心の健康づくりを掲げ、各種施策を展開しています。

一方国は、更なる自殺対策の推進のため、平成２８年４月に自殺対策基本法を一部改正し、全自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

このことから、自殺対策基本法第１３条第２項に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、本市の自殺予防を総合的に推進するために「佐久市自殺対策総合計画」の策定を行いたいので、貴審議会の意見を求めます。

答　申

平成３０年１月２４日

佐久市長　柳田　清二　様

佐久保健福祉審議会
会長　堀内　ふき

佐久市自殺対策総合計画の策定について（答申）

平成２９年７月２１日付、２９佐健第１１８号で諮問のありました「佐久市自殺対策総合計画」（案）について、本審議会で審議を重ねた結果、別添のとおりまとめましたので、答申いたします。

本計画は、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」を目的に掲げております。

本計画に基づき、自殺対策を行うためには、「社会制度」「地域連携」「対人支援」の３つのレベルの有機的な連携により、総合的に推進していくことが求められています。

本計画が、着実に推進されますとともに、本計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現に向け施策を展開していただくようお願いします。

なお、詳細につきましては、市当局において検討の上、計画を樹立してください。

佐久市自殺対策総合計画

～誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現を目指して～

平成３０年３月

発行　佐久市

〒385－8501　長野県佐久市中込３０５６

編集　市民健康部健康づくり推進課

長野県佐久市